

1. 議事日程（平成30年第1回北広島町議会定例会）

平成30年3月7日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|--------|--|
| 服部 泰 征 | これからの北広島町消防団について
どうなる？今後の住環境 |
| 湊 俊 文 | 広島広域都市圏協議会及び連携中枢都市圏構想における諸事業
について
千代田運動公園多目的広場の人工芝変更について |
| 敷本 弘 美 | 認知症施策の推進について問う
放課後デイサービス参入の現状を問う |
| 大林 正 行 | 「ネウボラきたひろしま」の取り組みを問う
北広島町ブランド認定制度の創設を |
| 梅尾 泰 文 | ふるさと守れるか |
| 森脇 誠 悟 | 豪雪・寒波時のインフラ確保にどう取り組むか |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 浜田 芳 晴 | 2番 美濃 孝 二 | 3番 真倉 和 之 |
| 4番 湊 俊 文 | 5番 敷本 弘 美 | 6番 森脇 誠 悟 |
| 7番 宮本 裕 之 | 8番 山形 しのぶ | 9番 亀岡 純 一 |
| 10番 梅尾 泰 文 | 11番 室坂 光 治 | 12番 服部 泰 征 |
| 13番 伊藤 淳 | 14番 中田 節 雄 | 15番 大林 正 行 |
| 16番 伊藤 久 幸 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野 博 司	副町長 中原 健	教育長 池田 庄 策
芸北支所長 成瀬 哲 彦	大朝支所長 清水 繁 昭	豊平支所長 堂原 千 春
危機管理監 五反田 孝	総務課長 古川 達 也	財政課長 信上 英 昭
企画課長 畑田 正 法	税務課長 浅黄 隆 文	福祉課長 清見 宣 正

保健課長 福田 さちえ 農林課長 落合 幸治 商工観光課長 沼田 真路
建設課長 砂田 寿紀 町民課長 坂本 伸次 上下水道課長 中川 克也
消防長 石井 雅宏 生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 畑田 朱美
国土調査事務所所長補佐 中川 俊彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、一般質問を行います。質問の通告が重複したものもありますので、答弁が終わったものについてはご配慮下さい。質問時間は30分以内で、また答弁においても簡潔に行うようお願いしておきます。登壇して、マイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、12番、服部議員の発言を許します。

○12番（服部泰征） おはようございます。12番、服部泰征です。前回に引き続き1番ということで、くじ運がいいのか悪いのかわかりませんが、トップバッターということでしっかり務めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、先般通告しております、これからの北広島町消防団についてと、どうなる今後の住環境の2点について質問いたします。まずは、1点目、これからの北広島町消防団についてです。地域において、安心・安全な生活を送っていく上で欠かせないのが消防団です。しかしながら全国的に減少しているのが現状といえます。インターネットで調べてみると、総務省消防庁のデータでは、10年前の平成20年4月1日における団員数は88万8900人でありましたが、平成29年4月1日には85万331人となっており、3万8569人の減少となっているそうです。また、日本消防協会のデータにおいても、10年前の平成20年10月1日における団員数は89万1293人でしたが、平成29年10月1日には85万4141人となっており、3万7,152人の減少となっています。若干データは違いますが、やっぱり4万人弱の減少となっているようです。団員数が減少している原因としては、少子高齢化や農村部から都市部への人口異動による人口

の減少によるもの、主要な団員の構成員が農家や個人商店などの地元での自営業から会社勤めのサラリーマンなどに推移し、就業形態が変化したことによるもの、企業において、消防団活動に対する認識が低下し、それに伴って、従業員が就業中に緊急出動などのため、職場を離れることへの理解不足によるもの、アパートなどの居住がふえ、地域コミュニティへの参加者が減少していることによるものなどが考えられると思います。また、個人においても地域を守るボランティアであるという精神が減少しているなど、考え方が変化している。定期的に開催される消防操法大会への練習参加などの負担が大きいといった声も聞こえてきます。しかしながら、やはり地域の状況を知っている消防団は、火災のみならず、災害時や緊急時に必要であるといえます。最近でも山口県周防大島町にて起こった断水にて、地域の実情を知る消防団が水を配った記事があり、いろいろな活動をしているなどというふうに変えさせられました。地域防災の要といえる消防団員が減少していくと、災害時や緊急時に支障が出てくるのが大いに予想されます。全国と同様に消防団員の数の減少の状況は北広島町においても当てはまることと思われ、早急な対策が必要と思われるので、今後の対策について伺います。まず、1点目、北広島町における現時点での消防団の団員数は何人でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 北広島町における消防団員数は、平成30年1月末での数は754人です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 754人ということですが、その数は、北広島町の定員に達しているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 条例定数では795人ですが、41人定数には達していません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 754人、41人不足ということですが、男女比や年齢層、地域ごとの状況というのは、どうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 消防団員754人のうち男性752人、女性2人です。年齢層は20代59人、率にして8%、30代211人、28%、40代318人、42%、50代136人、18%、60歳以上が30人で4%です。地域ごとの団員数は、芸北地域が170人、大朝が150人、千代田が252人、豊平が182人です。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） その状況は、北広島町が目標としている地域ごととか男女比、年齢層の数に対して、どのような状況でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 団員数は、合併時の平成17年との比較で50人、約6.2%減少しております。平成18年には条例定数を840人から現行の795人に見直しています。人口減少や車両、設備などの状況も踏まえ、今後の消防団のあり方も検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） じゃあ特に、例えば年齢層何代が多いとか、もうちょっと女性がふえてほ

しいとか、そういった、地域はもう何人が要るとかいう、具体的な目標は特にないということですか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 地域によっては、消防車を動かす人数が足りないとかいうところもありますので、そういうことも考えながら、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） この減少を続ける消防団員への対策として特定の活動、役割のみに参加する機能別団員や機能別分団の制度を活用する動きも出ています。総務省消防庁のホームページでは、機能別消防団員として火災予防団員や広報団員、OB団員などがあるとのことでした。また、機能別消防分団として、バイク隊や女性消防分団、大規模災害のみ活動する分団などがあるとのことでした。中国地方でも廿日市市が導入しており、元消防団員や元消防職員による豊富な経験と技能を生かして後方支援等を行う消防協力隊、大規模災害時の避難所で後方支援や避難所運営をしたり、また広報活動も担う女性消防隊や学生消防隊が誕生したとのことでした。北広島町においても、幅広く人員を集めるためには有効だと考えられるので伺います。今後、機能別分団や機能別団員の制度を導入する予定はあるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 機能別分団、機能別団員の制度については当面考えておりません。今後必要に応じ、研究してまいります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） その当面考えていない理由というのは何かあるんですか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 女性分団とか機能別団員、総務省のホームページなんか載っておりますバイク隊とかボートの免許を持った、そういうふうなものもありますけども、当町の場合、そこまで分けていくようなことがあれば機能別分団を作ったり、機能別団員制度を考えていかなければならないんですけど、今のところ、必要性が今のところ感じられないということなので、導入の計画はしておりません。機能別団員のようなことは女性の方に広報とか、いろんな行事を手伝ってもらったりはしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 災害時に女性などに手伝ってもらおうということはあると思うんですけど、ある程度規定をして規約を結んでないと、もしけがが起きたりとか、そういったときには、やっぱり補償ができないので、そういったことをもしお願いするならば、ちゃんと、これからは分団設けて補償していくべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 機能別団員とか機能別分団が導入した際は、もちろんそういうこと考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。近年では、最新技術の発達により便利な機能を持つ機器が多く生まれています。その一つにドローンがあり、航空写真や映像の撮影、農薬散布、鳥獣対策、道路や橋などの建造物の点検、確認、土木などの測量や計測に使われています。また、災

害に人が入れないところに行けるなど、かなりメリットがあり、導入を検討している自治体も多いと思われます。伺います。北広島町でも災害時においてドローンなどの最新機器の活用は考えているでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 現在のところ、消防団にドローンの導入については考えておりません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） その考えてない理由とかというのは教えてもらうことはできますか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 消防団でいえばドローンより、むしろもっと設備を充実したいものもありますので、そちらを優先にしたほうがいいかなと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 確かにドローン購入したり点検というのはお金がかかると思うんですけど、それに費用がかかる、また免許というのにも必要になってくるというのはわかるんですが、災害のみで、消防団として購入するというのは非効率だと思うんですけど、例えば農業とか計測などの仕事で使用している企業とか会社、また、趣味で使用している個人と契約を結んでおいて、災害時にそういった活用してもらうという考え方はできないでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 今言われたような委託といいますか、協定といいますか、そういうことについては今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。この前、川で捜索行ったときに、向こう岸に渡れなくて、必要性を感じたので、言わせていただきました。消防団では、訓練などがあつた後、パレードや消防設備の点検に回ります。その際、不具合のある防火水槽や看板などがあつた際には担当課に届け出ると思うのですが、なかなか直らないところもあると聞いていますので、伺います。町内で消防設備、防火水槽や看板などの現状はどうなっているでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 町内での防火水槽や看板については、先ほど言われたように消防団で点検をし、管理しております。問題があれば、その都度、予算の範囲で対応していくようにしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 現状、不備のある箇所とかというのはないということですか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 今現在危険とか、そういう箇所についてはないように考えております。防火水槽などの看板の文字の薄いようなところについては、新品の看板を購入しておりますので、その都度、消防団のほうから報告があれば、取りかえをしていただくようお願いしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 随時、報告を受けたら更新していくと。それは例えば年度内に終わるとか、

そういった、いつまでというのは具体的な決め事みたいなのはあるんですか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 設備の状況によっては予算措置などが必要なものもございます。予算がある範囲は年度内に対応いたしますが、予算がもしない場合には次年度に予算要求をしたりして、順次対応させていただきます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） はい、分かりました。かつては、地域の自営業が多かった消防団員も、近年では会社勤めのサラリーマンが多くなっているのが現状だと思われま。有事の際に仕事を抜けたり、夜間を通して出勤出勤した翌日の勤務では、出勤時間を調整できるなど、ある程度、職場の理解がないと難しい面が多いと思われま。日中の出勤を出勤扱いにする、または給与の保障するなど、企業との交渉も必要だと思われま。緊急時に出勤しやすい体制にするために対策等は立てておられるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 緊急時に出勤しやすい体制にするために町内各事業所に消防団協力事業所制度による認定をお願いしているところです。この制度は、全消防団員の約7割が非雇用者であることから、消防団員を雇用する事業所に勤務期間中の消防団への便宜や従業員の入団促進などご協力をいただく制度です。北広島町では、現在18の事業所を認定し、協力をいただいております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それは増やしていく取り組みというのは逐一されているということですかね。わかりました。社会環境や地域社会に対する考え方など、昔より変化していることは多々あると思われま。この北広島町の地域において、消防団は今後どのような役割を求められていくとお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。地域の実情に精通した消防団には、近年では、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当の普及指導などの活動も求められてきております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 団員になられた方には、もちろん、好きだからの理由や地域へ貢献するためなどの理由の方もおられると思いますが、勧められたので仕方なくであったり、地域ではかに適材な人がいなかったからなどの理由の方もおられると思います。また、入られても、土日が子供の行事でつかえたり、夜勤などの勤務や子供の習い事、自分の習い事などの関係で操法大会の練習ができないなどで参加しづらい場合もあると思われま。生活が多様化している現在では仕方ないことであると思いますが、何かしらの対策が必要ではないでしょうか。最後の質問です。このような状況において、団員数を増やすための取り組みはどのように考えておられますか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 先ほどの消防団協力事業所制度や住民の方への消防団活動の理解など広報周知に努め、団員の確保を図ってまいります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 北広島町消防団は、先般の操法県大会で3位になるなど、とても優秀な成績をおさめられています。大変すばらしいことです。面積の広い北広島町では地域をよく知る消防団による対応がとても重要になると思われます。さまざまな方が柔軟なかかわり方ができるような仕組みになることを願ひまして、この質問を終わらせていただきます。続きまして、2点目の質問に移ります。どうなる、今後の住環境についてです。北広島町では、空き家が増えている一方、中心地やその周辺では新しいアパートや一戸建が多く建っています。その新築物件に北広島町以外の方が転入して居住されるのであれば、人口も増えるためいいことなのですが、実態としては、同じ北広島町内での異動も相当数あると思われます。日本は現在、人口が減少する時代に突入しています。しかしながら、このような状況の中でも依然として新築住宅が建てられています。とても不思議なのですが、調べてみると幾つかの理由がありそうです。例えば不動産会社のビジネスの方法が、つくっているという形であるため、空き地などに対する相続税評価額対策のため、新築に対するローンのほうが優遇措置のメリットが大きいため、人口減だが核家族化が進み、世帯数は増えていて需要があるためなどが挙げられると思います。しかしながら、新築住宅への居住が増えると、残されて住む人がいなくなった家屋はいずれ空き家になる。取り壊すと固定資産税が上がるため、そのまま放置されるといった悪循環が生まれ、さらに空き家が増加してしまいます。また、懸念されるのがインフラの整備です。もし居住地として整備されていない土地にアパートなどが増えてしまうと、道路などの整備、維持や災害対策でも公費が必要となる場合があり、将来的な負担が上がってしまうことも考えられます。もちろん民間企業や個人による建築に対し、行政がかかわるのは難しい面もあるかと思いますが、そのような新築住宅の増加やそれに伴う空き家の増加、町内間での異動や引っ越しは、北広島町における北広島町総合戦略や都市計画マスタープラン、コンパクトシティへの取り組み、また現在策定されている北広島町地域公共交通網形成計画や協働のまちづくりに大きく影響してくると考えられます。このような流れをどのように受けとめておられるか、伺います。まず、1点目、空き家が進んでいるのは、どの地域が多いのでしょうか。また、その傾向等がわかればお願いします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 空き家が進んでいる地域でございますけれども、平成26年度に空き家実態調査を実施しております。その結果から、各地域の世帯数に対する空き家数の割合の高いほうから、芸北地域、豊平地域、大朝地域、千代田地域となっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） では、北広島町が考える、そこに至るまでの主な原因は何だと考えておられるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 空き家に至る主な要因ですけれども、それぞれいろいろな事情により家を空けられるのだと思っておりますけれども、空き家バンクに登録をしていただく際に聞き取りをしておりますが、その中で、高齢化に伴い、町外に住む子供との同居、生活や医療の面での不安の少ない広島市等への引っ越し、あるいは施設への入所などを理由として、住んでいた家が空き家になるというふうな声をお聞きしております。また、ひとり住まいの方が亡くなられて、そのまま空き家になる場合も多くあると思っております。

- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 一部の地域、特に中心地ですが、アパートや新築の一戸建が次々と建てられています。住まれる方は町外の方が多いのか、それとも町内の方の異動が多いのか、把握はされているでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） この異動の内容につきましては特に調査したものはございません。けれども、町内の企業に勤務するために町外から入居される方も多いというふうに見ております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 町内間での異動はわからないということですか。はっきりしたデータがないということですか。今、この異動とか、そういったのは北広島町総合計画とか北広島町都市計画マスタープラン、まちづくり等の各種計画に鑑みた際、どのように影響しているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 都市計画マスタープランということが出てまいりましたので、建設課のほうから少しお答えをさせていただきます。マスタープランは平成27年に策定しております。本町全域を対象とした計画でございます。本来は、都市計画区域内を対象として策定するんですが、地域間の相互連携ということで、そのようにつくっております。都市計画地域では、都市機能の集積を図り、住環境整備により定住促進に努めていることとしております。また、地域拠点として支所の周辺を位置づけ、拠点性の維持、強化を図るということとしております。こうした政策のもと、町外からの転入による人口が、それも望ましいというふうには思っておりますが、人口ビジョンもございしますが、これは人口減、これは仕方ないと、不可避ということとした上で、その減少を穏やかにすると、社人研の発表にも、そこまではいかないように何とか頑張っていこうじゃないかということで、将来展望としております。今後も町内での人口移動も当然あることで、それに加え、町外からの転入も期待しながら、都市政策においても取り組みを進めてまいりたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 新築住宅が増加するのもさまざまな利点があるからと思われれます。しかしながら、一刻も早く手だてを打つ必要があると思われれます。今現在、新築を行っている民間業者と協力し、空き家対策を行っていくようなことは可能でしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 新築を行っている民間業者との協力で空き家対策ということでございますけども、なかなか相入れないようなご質問だと思いますけども、今考えておりますのは、民間業者と連携して、空き家の掘り起こしや紹介業務、リフォームによる住まいの提供など、これらの連携ができないかというふうなことは考えております。また、利用者のニーズに合った改修や相談などにつきましては、専門業者の紹介ができるよう、商工会と協定を結んで今対応しているところでございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 分かりました。さて、現在の日本の方向性を見てみると、負の連鎖に陥っているように感じます。それは先ほど述べましたが、人口減であるにもかかわらず、世帯数は増えているということです。住んでいた家を離れ、核家族化が進むということは、例えば子育て



て中であれば、日中に子供の面倒を見てもらえる両親などがいないので、共働きが増えるほど保育所が必要となります。また、親世代が年をとり要介護となった場合、もし同居している世帯に若い世代がいなければ老老介護となるため、施設に入らざるを得ません。昨日行われた執行部と全議員による全員協議会にて、北広島町は、広島県や全国に比べて要介護者の施設入所が多いとあり、在宅を推進していく流れに沿っていないとありました。しかしながら、そもそも年をとった世帯しか住んでない家で在宅でのケアは不可能です。もし今後の社会保障の抑制のために在宅でのケアを増やすのであれば、世帯が別れて暮らすこの流れ自体を変えなければ難しいのではないのでしょうか。我々を含め、日本全体に言えることですので、この町議会で発言しても難しい面もあると思いますが、特に高齢化の著しい北広島町においては喫緊の課題と思われまます。これらのことを踏まえまして、最後の質問をいたします。新築が増える一方、空き家もそれ以上に増えています。また、離れて暮らす世帯も増えていると思われまます。北広島町として今後の対策や戦略、それから力を入れていくことについて伺います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 空き家に関する問題は全国的な課題となっております。国では空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定しまして、本町もこれを受けた北広島町空き家等対策計画を策定して対策に取り組んでいるところでございます。この空き家対策につきましては、適正管理や利活用の促進を総合的に推進していくということを基本方針として取り組んでおります。まず、この適正管理につきましては、防災、防犯、環境、景観等の面で、住民生活に悪影響を及ぼさないように助言、指導、勧告など行うこと。また、利活用という面でございますが、これは空き家バンクなどを活用した新たな住まいとしての利用の促進等に取り組んでおります。今後も引き続き、これらの施策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） もう1点、さっき言った世帯数の減少による在宅ケアとかが難しくなるというのは、どうお考えですか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 在宅介護、在宅での見守りというふうなことでございますけれども、なかなか人口構成等、本町高齢化も進んでおり、なかなかそういうふうな対応が各戸難しいというふうな状況があるかと思ひます。これについて、どう取り組んでいくのかというのは非常に難しい問題でありますので、そこはまた、介護、保健、福祉、それぞれの制度の中で状況に応じた取り組みを進めていくべきだと思っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 最後に、何度も言いますが、人口減少の中で新築住宅が建つこと、空き家が増えることは連動していると思ひます。世帯が別れて暮らすことは、1世帯当たりの人員が減少することを意味します。子供の少ない北広島町では当てはまらないかもしれませんが、都会では核家族化と共働きの増加により待機児童が増えています。また、1世帯当たりの人員が減ることにより、在宅でのケアはより一層難しくなり、施設での入所が増えることとなります。そして、さらに空き家対策で、公費や人件費が必要となってくるという具合で、まさに負のスパイラルです。私自身、医療、介護、福祉にかかわっている身として、この在宅での生活に関する問題は、逆に町民の皆さんとしっかり考えていかなければならないと思っております、折を見て、また同様の質問をし、北広島町としての取り組みを注視していきたいと思っております。

ぜひ、まちづくりを検討する上では、この世帯の問題についても取り上げていただくことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤久幸） これで服部議員の質問を終わります。次に、4番、湊議員。

○4番（湊 俊文） 4番、湊俊文でございます。さきに一般質問の通告をしております2項目について質問いたします。最初に、広島広域都市圏協議会と連携中枢都市圏制度の諸事業についてお聞きします。国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成26年に策定、2060年を視野に長期ビジョンで基本目標と主要施策にKPI（事業業績評価指標）を設定し、事業を展開しております。その主要施策の一つに、連携中枢都市圏の形成を挙げています。この連携中枢都市圏形成の施策を平成28年度から広島市がリードして取り組んでおります。国も連携中枢都市圏制度を設け、地方交付税の財政措置により後押しをしております。我々は、行政、政治では広島県に目が向いておりますが、中山間の自治体が県、国に対して事業を要望する際に広島県内陸部振興対策協議会があるからでございます。それと同様に政令指定都市広島が牽引する平成24年に名前を懇談会から改称した広島広域都市圏協議会があります。北広島町は、広島広域都市圏協議会に賛同、加盟し、平成28年3月に広島市と連携中枢都市圏形成にかかわる連携協約書を締結し、2年間、事業を推進しております。松井広島市長は、広島市議会の定例会で、連携中枢都市圏構想及び制度について、広島市は、圏域内に及ぼす事業施策については、牽引役の広島市が旧来の発想を乗り越え、市域を乗り越えて費用負担することが不可欠となると。そして、その財源は、27年度以降毎年4億円程度の措置が見込まれる。また人口減少、少子高齢社会に伴い、深く結びついている24市町の信頼関係をもとに広島広域都市圏経済の活性化と圏域内人口200万人超えを目指す200万人広島都市圏構想を提唱すると答弁されております。この200万人広島広域都市圏構想を実現するために経済面、生活面、行政面で広島市がリーダーシップをとり、広島広域都市圏発展ビジョンを策定し、人・物・金・情報がめぐるローカル経済圏づくりに向けて具体的な施策に取り組んでいます。北広島町も人口維持に向けて策定している北広島町人口ビジョンと北広島町総合戦略を制定しており、広島市と連携して、事業を推進しております。このような取り組みの基になるのが広島広域都市圏協議会であり、県の内陸部振興対策協議会の広島版といっても過言ではないと思います。この広島広域都市圏協議会及び連携中枢都市圏構想の質問は、平成27年と28年の2回、同僚議員により一般質問されております。今回は、現在実施している広島広域都市圏発展ビジョンの事業内容について質問させていただきます。その前に、北広島町は、広島市が牽引する広島広域都市圏協議会及び連携中枢都市圏構想及び制度が北広島町の事業を推進する上で、どのような位置づけと考えるおられるか、伺います。そして、神楽、食と酒のまちおこし協議会以外に課題がたくさんある中で、北広島町は何を重要課題として広島市へ要望、提案していくつもりなのか、2年前の意気込みと比較して、現在の意気込みを町長に伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まず、1点目のご質問の広島広域都市圏協議会、連携中枢都市圏構想が本町にとってどのような位置づけとなっているのかというご質問でございますけれども、この広域都市圏協議会、連携中枢都市圏構想につきましては、先ほど議員が申し上げられたとおり、広島市を中心とした圏域全体で経済の成長牽引、あるいは人・物・金・情報を効果的に循環させて圏域を発展させていくというものでございます。この連携の中で、本町では、単独で取り組みにくい産業の経営の強化や圏域内の地産地消による循環、あるいは圏域内周遊による観

光客誘致、あるいは定住など、これらの施策を少ない負担で効果がある取り組みとしてできるものと考えております。2点目のこの制度を活用して、何を重要課題として取り組むのかというところがございますけども、連携中枢都市圏構想は、先ほども申し上げましたように、人・物・金・情報を効果的に循環させるものでございます。それによって圏域の発展を図ることでございますので、取り組みにつきましては、全ての分野にわたるものと思っております。発展ビジョンの中に掲げられております項目全ての分野が重点的なものと思っております。本町がこれまで取り組んできた事業が広域連携を締結したことによって、さらに効果が広がるよう、今後も積極的に本町に合った事業を重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） これから質問する内容を全て言っていただいたというような気もするんですが、連携中枢都市圏形成に財政措置がある間に町の職員も知恵を絞り出して、提案しながら事業の予算をとりながら、事業を推進して行っていただきたいと思っております。それでは都市圏発展ビジョンにおける経済面、生活面、行政面について具体的に質問してまいります。まず、経済面、先ほどの人・物・金・情報がめぐる都市圏をつくる施策の中に、観光客の受け入れ環境整備及び広島都市圏の周遊観光情報の発信の強化事業を挙げております。この質問は、広島県が先行して提案、推進しようとしておりますが、広島県は、観光立県を提唱しております。観光客受け入れ環境整備の一つとして、広島県バス協会へ公共交通機関の運賃精算について、関東や関西の交通機関が使用している交通系IC精算カード、Suika、ICOCA、PASM O、PiTaPa等の相互乗り入れを申し入れております。北広島町は交通の結節点、利便性もよく、広島市のベッドタウンであるというふうに私は認識しております。また、伝統芸能の観光資源が豊富な北広島町へ県外の都市圏から高速バスを利用して北広島町まで足を延ばしてもらい、観光客増につながる意味でも広島広域都市圏の一員として、広島県の提案をフォローして実現していく必要があると思うのですが、いかがでございましょうか。伺います。また、単町だけでなく、広島広域都市圏として北広島町の観光情報を発信した実績と成果を伺いたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） まず、交通系ICカードにつきましては、観光客の受け入れ環境の一環として、3月17日から全国の交通系ICカードの利用が県内のPASPYエリアで利用が可能となります。県外からの旅行者の利便性が向上いたします。当町への主要なアクセス方法でございます高速バス等での利用にも可能となりますことから、県外からの入り込み観光客に対しまして、利用促進に向けた情報発信を行ってまいりたいというふうに考えます。次に、広域都市圏としての観光情報発信と、その実績についてでございますけども、広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会、広島市北部地域市町連携会議、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会、神楽まち起こし協議会等で事業を実施しております。主な取り組みを紹介いたしますと、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会は、広島県、山口県の19市町と観光関連団体、民間事業者で構成されております。圏域内の周遊促進に取り組むとともに、首都圏を中心とする誘客に向けた周遊プランの提案、魅力的な食を紹介するなどのプロモーション事業に取り組んでおります。広域連携によります事業の取り組みの成果につきましては、イベントや観光施設の情報を相互に発信することにより、圏域内交流人口の拡大が図られております。また、広域連携によります県外へのプロモーション活動により、圏域外からの宿泊を伴う入り込み観光客

の増加が成果として上げられます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 今まではICOCAだけだったですかね。これも片道仕様ということでございましたが、近々ICカードが使用可能になれば、もっともっと利便性が上がるので、情報発信をしながら、私らもそれを東京出張したときにはいろいろ使ったりしますので、それを今度広島県で使えるということについては利便性が高くなるので、一つそういうことを北広島町の住民にも広くPRし、県外の人にもPRしてから、北広島町に観光客を増やすということで情報発信していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に、圏域内の農業担い手確保と特産品の販売、販路の促進を上げております。広島広域都市圏の圏域内の特産品の集約、都市部への販路拡大を促進するためには、北広島町としては広域農道中原～今田線の早期完成が第一だと思っております。町は早期完成の前提となる北広島町農業振興プラン骨子案、担い手育成を基軸とした野菜産地再興に挑戦する中期5カ年計画を県に説明されていると思っております。広島広域都市圏の事業内容とも合致するので、広島広域都市圏としては歩調を合わせて広島県に広域農道の早期完成を要望すべきと考えておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 芸北広域営農団地農道第3期の早期完成の要望についてのご質問ですが、農林課のほうからお答え申し上げます。議員御質問のとおり、平成28年度に策定された第2期長期総合計画及び第2期の農業振興計画に基づいて、広域農道を活用した北広島町農業振興プラン骨子案を策定し、広島県に対して早期完成の要望を行っているところでございます。また、広島広域都市圏協議会では、関連市町とともに地産地消を推進するため、郷土推奨産品として農産物のPRをフードフェスタ等において行っておるところでございます。広域農道の完成は、これら圏域内の特産品の販売、販路拡大等の実現に必要でありますとともに、農業だけでなく地域の発展においても重要と考えておりますので、一緒になって、引き続き強く要望してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 単町だけではなくて、広域都市圏の一員でございますので、徒党を組んで広島県に要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。生活面でございますが、どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏をつくる施策の中に効果的、効率的な医療サービスの提供体制の構築を上げております。広島都市圏圏域北部における高度で先進的な医療機能を持った拠点病院として広島安佐市民病院の新築と建て替えの整備に取り組むとあります。広島安佐市民病院のそれぞれの整備が完了した末には、北広島町が必要とするどのような医療サービスを受用できるのか伺います。また、安佐、山県、安芸高田地区における夜間に必要な二次救急医療体制として、安佐地区病院群の輪番制病院運営とありますが、どのような運営なのか、お伺いできればと思っております。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 医療提供体制のご質問でございますので、保健課からお答えさせていただきます。1つ目でございます。広島市立安佐市民病院の建て替えに当たりましては、荒下地区に整備される病院は、高度急性期に特化した急性期機能に加え、災害拠点病院、へき地医療拠点病院としての機能も強化される予定でございます。現状におきましても、高度急性期医

療、先進医療の必要な患者の受け入れ病院としての役割を担っていただいております。北広島町にとっては、高度急性期の患者の搬送先病院としての連携が今以上に大きくなると考えております。2つ目の質問でございます。夜間の二次救急医療体制としての安佐地区病院群輪番制病院運営につきましてでございます。その運営方法についてご説明をさせていただきます。平成17年度より安佐地区、広島市安佐北区及び安佐南区において当番制で夜間診療を行っている病院群に対し、広島市が補助金を交付しております。この目的としましては、広島市北部、安芸高田市、安芸太田町及び北広島町を範囲とする二次救急医療圏における夜間の重症救急患者の診療や入院の受け入れ先を確保することにございます。現在、この輪番制病院には、安佐地区の広島市立安佐市民病院に民営の11医療機関を加えた合計12の医療機関が加入しております。これらの医療機関が夜間救急医療の受け入れ体制を整えるための経費に対し、広島市が一括して補助金を交付しており、その他の1市2町につきましては、それぞれ人口割合に応じて広島市へ負担金を納めるという形をとっております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 今も広島安佐市民病院には搬送しているということでございます。そして、夜間の輪番制の二次救急体制は、町外の病院に依存しているのではないかと思います。こういうありがたいことでございますので、この事業の拡充のため、当町としても協力体制をとっていきまじらうと思っております。次に、子育て支援、教育の充実を協議会としては挙げております。圏域内での子育て支援事業に弾みがつく保育園、保育所の越境入園に関する子育て支援改正法案が成立しました。一応4月からスタートするのではないかと思います。広域都市圏では、別に放課後児童クラブに従事する職員を対象に専門的知識と技能を習得できるよう、経費削減のために合同で研修をするというのがございますが、北広島町の放課後児童クラブの研修に実績があるのかどうか伺います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 連携市町の放課後児童クラブ職員等の専門研修、こちらの参加者につきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。参加者の実績でございますが、平成28年度が4名、平成29年度も4名でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 合同研修に参加されているということで、これを運営に寄与していただいて、貢献していただきたいと思っております。行政面ですが、暮らしの質を高める施策の中に文化財、伝統文化の活用保全を上げております。文科省文化庁は、14年ぶりに、今の国会において、文化財保護法を改正し、地域振興、観光振興のために文化財を活用するとあります。市町の文化財保護活用基本計画を国に提出し、認められれば文化財史跡の改善、現状変更の権限を市町の首長に移譲し、補助金や税制優遇で文化財保護の活用を後押しするとあります。広域都市圏の特定連携市町にある北広島町のユネスコ世界文化遺産壬生の花田植、国の重文古保利薬師、毛利氏一族の関連事業等がこの法改正に適用すればこの上ないのですが、該当するのかどうかを伺いたいと思っております。該当するならば、また該当しないならば他の文化財で、この法改正がどう有効活用されるのか、伺いたいと思っております。また今年こそ、毛利氏ゆかり「三矢の訓」が日本遺産に認定となるかどうか、自信のほども伺いたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） まず、文化財保護法の改正につきましてですが、過疎化、少子高齢

化の進行といった社会状況の変容に伴いまして、危機に瀕しております文化財、こちらにつきまして、これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取り組みの充実や文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制づくりが急務とされております。これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策として、法律の改正が計画をされております。ご質問のユネスコ無形文化遺産の壬生の花田植、毛利氏一族連携事業、古保利薬師群、こちらにつきましても、国の示す一定の要件に該当すれば該当するものと思っております。改正される文化財保護法では、国の指針に基づきまして、町が文化財の総合的な保存、活用にかかわる計画の策定等行いまして、この中に個々の文化財の保存活用計画をつくることが挙げられております。町の保存活用計画、これを国が認定しますと、その計画に基づき実施する町の単独事業、こちらにつきまして新たに特別交付税の措置がとられることになっております。今後、町域の文化財について、指定、未指定も含めまして、歴史文化基本構想、こちらを策定しまして、それにあわせて文化保存活用計画を検討してまいりたいというふうに思っています。また、「三矢の訓」の日本遺産の認定についてでございますが、こちらは、今年度文化庁の指導受けながら、三矢の訓連携協議会に諮りました。1月の下旬に文化庁へ申請書を提出したところでございます。国は平成32年度までに100件程度を認定する計画でおります。平成27年度から28年度に54件、うち県内が3件が認定されているところでございます。平成29年度は、全国で79件の申請があります。そのうち17件が採択されている状況でございます。平成30年度は、県内では福山市、東広島市、それから石見銀山街道等も申請されておまして、競争も激しい状況ではあるという状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 厳しい状況にある中ですが、リベンジ認定で、北広島町の知名度アップ、そして、今の文化財の保存継承で観光客を増やしたいというふうに思っております。次に、環境負荷の低減として、下水汚泥の共同処理を将来的には広域的に処理するとあります。その可能性を協議検討するために下水汚泥の共同処理検討部会が設置されていると思っておりますが、検討部会の協議内容を伺いたいのと、また、汚泥の処分先を広域的な既存の有効利用施設ということで、大朝、新庄、千代田の我が町の3カ所の下水処理浄化センターが入るのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 下水道事業関連のご質問でございますので、上下水道課からお答えをさせていただきます。下水道汚泥の共同処理検討部会の協議内容についてでございます。下水道汚泥の共同処理検討部会につきましては、平成27年度から協議が進められております。平成27年度が2回、28年度が3回の会議が開催されております。今年度平成29年度におきましては、7月と12月に検討部会会議が開催されておりますけれども、7月の第1回検討部会では、参画市町の下水道処理の状況と課題等について意見交換を行っております。また、今後の検討事項及び検討の進め方について協議を行っております。12月の第2回検討部会におきましては、災害時の汚泥の受け入れと共同処理の方向性についてグループディスカッションを行っております。具体的な協議内容につきましては4点ほどございます。1つ目といたしまして、現在の汚泥処理に困っているか。2つ目といたしまして、将来の汚泥処分に不安があるか。3点目といたしまして、広域的な共同処理の必要性、4点目といたしまして、災害時の広域化の必要性について参加市町を対象に行われたアンケートをもとに意見交換を行っており

ます。また、汚泥の処分方法につきましては、コンポスト化、コンクリート化、燃料化等最終処分の方法についても議論が進められているところでございます。しかしながら、今後の共同処理の方向性については、現在その必要性和コストメリット等について議論が進められておる段階でありまして、結論など具体的な内容をお示しできる段階とはなっておりません。次に、汚泥の処分先を当町の大朝、新庄、千代田下水道浄化センターが入るのかというご質問でございます。下水道汚泥の共同処理検討部会につきましては、参画市町の各下水道処理施設から排出される汚泥を共同処理をすることを前提として協議を進めております。従いまして、ご質問にあります本町では大朝、新庄、千代田各浄化センターから排出される汚泥を広域で処理をする方策を探っているということでありまして、これらの施設が広域的な汚泥の処分先にはなりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 広域処理施設には該当しないということで、3カ所が出た汚泥をどこに今後持っていかかという、今もそうでしょうけど、今後持っていかかというのも協議の点になるというふうに考えてもいいんでしょうか。なかなか難しい問題であると思うんですが、一応検討部会も継続されているということなんで、また、随時御質問させていただきますので、よろしくお願いたします。関連でお伺いをします。連携中枢都市圏形成の協約書には、変更が生じたら議会の議決が必要であるというふうに記されておりますが、現在私が今質問しております広島広域都市圏発展ビジョンが改定されたら、議会の議決が必要であるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この協約の内容そのものを変更する場合には議会の議決が必要でございますけれども、発展ビジョンにつきましては、この協約の目的の実現に向けて取り組む具体的な施策を取りまとめたものでございますので、このビジョンの変更に対して議会の議決の必要はないということでございます。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 了解いたしました。次の質問に入ります。千代田運動公園の多目的広場の人工芝変更についてでございます。北広島町都市公園施設長寿命化計画策定事業評価では、公園の諸施設に補修、改築の必要性があるとしております。また、北広島町まちづくり拠点整備基本計画の検討会の意見議事録に少年サッカーやグラウンドゴルフ等で使用している、この庁舎の隣の芝地についての意見に対する回答として、千代田運動公園多目的広場に移ることが望ましいとしております。昨年9月の一般質問で、運動公園の多目的広場を人工のサッカー場を主目的とした施設に変更したらどうかという提案をさせていただきました。こういうもろもろの案件が出ておりますので、そろそろ真剣に考えてもいい時期ではないでしょうか。広島県サッカー協会や独立行政法人の日本スポーツ振興センターのスポーツくじt o t oからの補助金申請枠があるうちにタイミングを逃すことのないよう決断すべき時期が来ているのではないかと思います。他の市町も手を上げているということでございます。補助金が確保できるタイミングを逃さないためにも早期に職員を広島県サッカー協会に出向かせ、人工芝に張り替える協議に入るべきだと考えますが、いかがでございましょうか、お伺いします。広島県サッカー協会との協議では、人工芝の張り替え、照明施設、付属諸施設、グラウンドデザインに係る費用の試算、そして人工芝にした場合の稼働日数、需要予測をしていただき、本来ならば照明施設があ

ることは望ましいのですが、費用いかに人工芝張り替え工事と照明施設の工事を分離した二段階方式でもよいのではないかと考えますが、お考えを伺います。今でも、多目的広場は日中だけしか稼働使用しておりませんので、人工芝の張り替えを先にして、照明工事は後にするというのもありかというふうに思っております。昨年は、県大会千代田中学サッカー部が優勝、そして2020年の東京オリンピックを契機に、スポーツ振興で若者たち、そして観衆を北広島町へ集客する。いろんな大会を誘致すれば2、3日は滞在します。経済効果もあります。強いて言えば、若者定住にも寄与すると確信をしております。交通の利便性がよい北広島町に人工芝グラウンドがあったらいいのにとか、今の芝生では、養生のために砂が多いんですよ。長い養生期間で、希望のときに使用ができないと。そのグラウンドの状況について評判がよくないのであります。そのような意見に対して、多目的広場は人工芝に決断すべきではないかと思っております。最後に町長、補助金があるうちに手を上げていただき、30年度は財政等の諸条件の検討をするとして、31年度は事業計画に盛り込むことの決断をお伺いしたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 現在、千代田運動公園のグラウンドは、町内を含め、多くの方々が土日を中心にサッカーで利用されている状況であります。人工芝化への変更につきましては、グラウンドゴルフやサッカーでの千代田グラウンド、こちらを利用されている方々への対応、これらを含めまして、町財政、そして補助金等の状況を見極めながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 決断は条件がそろっておこのタイミングしかないと思います。このタイミングを逸したら、次、そういうチャンスはないと思いますので、ぜひとも町長の決断をいただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 北広島町は、このスポーツ振興を通じて日本一元気な町を目指そうと、地域の活性化を進めていこうということで今も進んでおるところであります。今、議員が言われたことは非常に重要なことだというふうには思っておりますけども、財政的な部分も十分検討して進めていきたいというふうに思っております。まだ、この場でこうしますというところには至ってない状況でありますけども、検討を十分していきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 湊議員。

○4番（湊 俊文） 財政なんですが、すべて、本来なら照明設備もすべて整ったところでやればいいんでしょうけど、先ほども言いましたように、二段階方式というのもございまして、年度年度の財政には若干の猶予しながらでも、前に進めていただきたいというふうに思っております。以上、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） これで湊議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。11時30分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 20分 休憩

午前 11時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。先に通告のとおり、2項目にて質問をいたします。広報きたひろしまを毎月楽しみに読ませていただいている一つに、「こんにちは！北広島町地域包括支援センターです。」があります。そこには、介護疲れにならないための心掛けや、高齢者の起こりやすい家庭内での事故防止、また認知症サポーター養成講座開催の様子、平成29年11月末現在、町内の認知症サポーター数は、キッズサポーターを含め、延べ3,749人、実にこれだけの人がサポーター養成講座を受け、サポーター認定証をいただいていることに感動いたしました。また、月に一度、町内2カ所で認知症の方と、その家族の方が気軽に集える場所として認知症カフェの開催、時には専門家を招き、認知症予防講演等、認知症の患者、その家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けていける地域づくりに取り組まれている担当課の福祉事業への真心が伝わってまいります。厚生労働省によると、65歳以上の4人に1人が認知症、またはその予備軍とされており、今後は単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加も加速することなどから、患者や介護する家族が安心して暮らし続けることができる体制の整備は重要課題の一つだと考えます。認知症の人が病院や施設ではなく地域で安心して暮らせるようにするには、早目の診断と適切な医療、介護などにつなげていく取り組みが鍵を握ります。また認知症は、いつ発症するか予測することは困難な上、どのタイミングで医療機関にかかればよいのかわからず、受診したときには手おくれなケースも多々ある中、早い段階での対応が重要になってまいります。平成27年1月、国は認知症の初期対応を担う新オレンジプランを策定、認知症初期集中支援チームを今年度中に設置することが義務付けられています。このチームの目的は、地域医療体制の中核となる認知症サポート医のほか、医療、介護の専門職で構成し、認知症が疑われる人を訪問、状況を把握するほか、かかりつけ医らと連携しながら、医療機関の受診につなげていく、このような取り組みをおおむね6カ月間集中的に行い、早期診断、早期対応から急性期における対応まで、容体に応じた適時適切な医療、介護の提供がなされる事業であります。北広島町におきましても、今後高齢者人口が増加することを視野に入れ、認知症施策の今後の取り組みと方向性について質問をいたします。初めに、認知症初期集中支援チームを北広島町は県内において先駆けて行っていると伺っております。この事業の成果及び問題点、また今後の取り組みについて伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 認知症のことについてでございます。保健課からお答えさせていただきます。町では、平成27年2月から認知症初期集中支援チームの活動を行っております。先ほど議員おっしゃいましたように、認知症初期集中支援チームの支援内容には3つございます。1つ目が、かかりつけ医への相談や必要に応じて専門医療機関への受診調整、2つ目が認知症の症状に応じた対応や日常生活についてのアドバイス、3つ目が必要な医療や介護サービスの検討、調整でございます。成果といたしましては、認知症初期集中支援チームの支援を受けて、約6割の方が専門医療機関へ受診されて、認知症の診断を受けられたことで介護サービス等の利用を開始されたり、サービス利用に向けた支援につながり、ご家族を含め、安心した生活に

つながっていることでございます。今後の取り組みといたしましては、かかりつけ医や民生委員児童委員、ケアマネジャーなど日ごろ高齢者の方にかかわりのございます関係者や地域住民の皆様方に認知症初期集中支援チームについて知っていただき、認知症に関する心配事がございましたら、気軽に相談していただけるよう周知することでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 先ほどの答弁をお聞きしまして、かなりの効果がこの認知症の集中支援チームで行われていると認識をいたしました。今後も関係機関が連携を密にすることで迅速な対応、また、よりよい支援ができると思います。広島県の模範となる支援チームの構築に引き続き力を注いでいただきたいと思います。次に、認知症の患者と家族が集えるふれあい認知症カフェの参加率と成果、また、今後継続に当たって、課題について伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 認知症カフェについてでございます。認知症高齢者の方及びそのご家族が安心して地域で生活できるよう、認知症の方、そのご家族、地域住民及び専門職等の誰もが気軽に集う場として認知症カフェの立ち上げを支援させていただいております。開設箇所を増やす取り組みを現在しておるところでございます。成果についてでございますが、現在、町内に2カ所の認知症カフェがございます。平成29年度1月末までで延べ206人の方が参加されており、少しずつ参加者も増えてきているところでございます。認知症カフェの場ができたことで、認知症の方、そのご家族が気軽に集え、認知症について相談できる場となっていることが成果ではないかと思っております。今後、町内に認知症カフェが増えることで、ますます地域での生活に安心がつながるようにと考えております。今後の取り組みといたしましては、歩いていける、より身近な場所にカフェが立ち上がるように、地域の方と一緒に取り組んでいくことでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 今後、認知症カフェの箇所を増やす検討をされるとおっしゃられました。現在、芸北と千代田サンクス内で2カ所でされていらっしゃると思うんですが、この増やす箇所の検討、どちらを考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現在、千代田、芸北でカフェ立ち上がっております。今、豊平地域で1カ所立ち上げの準備に入っているところでございます。30年度は、その豊平地域とあわせてもう1カ所、千代田か大朝のほうで立ち上げができるように、今、地域住民の方ともご相談しているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） この認知症カフェの開催で、相談ができる場としてされていらっしゃると思いますが、この相談を受けた後の対応というのはどのような形で行われていらっしゃいますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 相談を受けた後の対応でございます。認知症カフェのほうには、認知症地域支援推進員及び先ほど申しました疾患センターでございます初期集中の職員とかも入っておりますので、初期集中のほうにつなげさせていただいたりとか、専門医療機関のほうをご紹介させていただいているところでございます。以上です。

- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 次に、認知症サポーター養成講座を開催されていますが、この利点と今後の取り組みについて伺います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 認知症サポーター養成講座の利点と今後の取り組みでございます。認知症サポーター養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守り、応援する人を増やす取り組みでございます。サポーターを増やすことで、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりにつながると考えております。また、サポーター養成講座の講師役でありますキャラバンメイトを町内の介護サービス事業所の職員の方やキャラバンメイトの研修を受けていただいた住民の方をお願いしておりますので、講座がより身近でわかりやすいものになっております。今後の取り組みといたしましては、地域や小学校、中学校、高校、企業などに出向いてサポーターを養成してまいります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） この認知症のサポーター養成講座につきましても、広島県内されている行政は数少ないと伺っております。その中で、北広島町に関しては、このように毎月サポート講座をされ、サポーターの認定証をお渡しをされていることは、またすばらしいことだと思います。昨年11月現在で、サポーター認定数が延べではありますけれども3,749人、この受講することで支える側の意識の向上、認知症への理解が深まることを考えても大事な事業の一つだと考えます。サポーター認定を受けた人が実経験として生かしていける場があればいいのではないかと考えますが、何か考えておられることがありましたら、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） サポーター養成講座を受けていただいた方の今後のことについてでございます。やはり何度も繰り返しながら受けていただくことで、認知症に対しての正しい理解を深めていただくこと、議員おっしゃいましたように、地域の中でサポーターの養成講座を受けていただいた方が増えるということ自体が地域での安心につながるのではないかと考えておりますので、具体的にサポーターが何をすることについては今のところは考えておりません。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） せっかく毎月2カ所で認知症カフェを開催されていますが、この3749名、中にはキッズサポーターの方もいらっしゃるんですけども、この認知症カフェを開催されているその場にこの実体験の場として、この認定証いただいた方に参加をしてもらうという考えはないでしょうか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 認知症カフェにおきまして、スタッフとしてサポーター養成講座を受けた方が来られるということはないんですが、一参加者として、スタッフとしてではなく、参加者として参加していただくことは多々ございます。養成講座の講師でありますキャラバンメイトの一立場にある方に関してはスタッフとして認知症カフェのほうにかかわっていただいている現状がございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） これだけの人数の方が認知症サポーターの講習を受けて認定証をいただいて

いるわけですので、実経験をすることで、また認知症への認識も変わってくるのではないかと思います。ぜひ声をかけていただきまして、実経験の場として考えていただければと思います。次に、昨年12月に認知症高齢者安心見守りネットワーク協力団体の募集をされました。募集後の現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 安心見守りネットワーク協力団体についてでございます。協力団体は、平成30年2月末現在で、町内の小売店やタクシー会社、建設会社など60団体に登録をいただいております。今後につきましてでございますが、高齢者に優しいお店でありますとか団体として登録団体を増やしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 2月末現在で60団体登録をされたということで、すごいなと思いました。また、先ほどの答弁の中で、高齢者に優しいお店というのはどのようなお店か、伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 高齢者に優しいお店というのが、先ほど言いました登録団体として登録していただいた団体をできれば高齢者に優しいお店という形で表示できるものを今検討しているところでございます。そのこの団体に関しては高齢者の方への声のかけ方でありましてか、認知症に対しての正しい理解を深めていただくようなことを今後検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 地域のネットワークの力は非常に大きいと思います。高齢者や認知症の人、また家族が安心して暮らし続けられるよう、引き続き取り組みをお願いし、次の質問をいたします。患者とご家族がどのような支援が受けられるか、医療と関係者と情報を共有するために支給されているものがあれば伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現在ご本人、ご家族と医療関係者及び介護関係者と情報を共有するためのもの、例えば手帳等でございますが、それは使用しておりません。今後につきまして、お互いの情報を共有する上での必要性でありますとか、利用しやすさなどを研究してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 竹原市においては、緊急時の確認、また対応ができるあんしんホルダーというものを高齢者の方に支給をされて活用されていらっしゃるということをお聞きをいたしました。また、長野県の上田市においては、この認知症と家族が支援を受けられるように、医療と介護の関係者と情報を、先ほど課長がおっしゃられました情報を共有するあったか手帳というものを支給をされていらっしゃるということをお聞きをいたしました。北広島町におきましても緊急時に対応ができる、また情報を共有するものがあればと思いますので、ぜひ検討をしてみてくださいらどうかと思います。第6期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中に団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、65歳以上の高齢者人口の割合は36.7%、また、75歳以上の後期高齢者人口の割合は22%になると推測されるとありました。7年後、我が町の高齢者人口は、全体の4割弱になります。当然認知症になる割合も増加することと思

われます。そこで、認知症発症予防について、現在の取り組みと今後どのような取り組みを進めていく意向かを伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 認知症の発症予防についてでございます。認知症の予防で大切なことは、認知症の発症のリスクを少なくするために運動、食事、禁煙をはじめとする生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防及び重症化予防が重要であるといわれております。また、脳や体を使わないこと、孤立や閉じこもりは認知症の発症や進行を加速させるともいわれております。現在の取り組みといたしましては、生活習慣病対策として特定健診、特定保健指導の取り組みや生活習慣病とかかわりが深いといわれます歯周病を予防するための歯周疾患健診を実施しております。さらに認知症予防について、広く普及、啓発するために認知症予防講演会の開催でありますとか、元気づくり推進事業での体づくり、地域の人との交流づくりに取り組んでいるところでございます。今後これらの取り組みを継続してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） この特定健診には、高齢者のどれぐらいの方が来られてますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 特定健診につきましては、高齢者の方につきましては、国保の方の40歳から74歳の方につきましては、特定健診受診率が今現在で42%ぐらいとなっております。約半数の方が受けていただいているような状態ではございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） やはりこの健診を受けるということはとても重要なことだと思います。先日、認知症の母親の介護をされていらっしゃる方とお話をする機会がありました。元気で何でもできていたお母さんを思ったときに認知症の現実をなかなか受け入れることができず、暴言を吐いてしまい、落ち込む日々が続く、初期の段階で気付いてあげていたら、また元気なときに認知症の検査を受けていたら進行を遅らすことができたのではないかと。また、早期発見、早期治療の大切さを痛感され、お話をしてくださりました。誰もが訪れる還暦、米寿、卒寿を健康で迎えていくためにも自身の健康管理は必携であり、定期的に健康診断を受けるとともに、認知症検査を受けることで早期発見、早期対応につながり、医療費の抑制にもつながると思います。高齢者に優しい北広島町として70歳を迎えた方に認知症検査無料クーポン券の支給を考えてみてはどうかと思います。提案をいたします。担当課長、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 認知症の早期発見と早期治療、早期ケアはとても重要なことと認識しております。認知症の検査につきましてでございます。現在は基本チェックリストを行うことで、物忘れの早期発見に取り組んでいるところでございます。議員おっしゃいました認知症検査及び無料クーポン券につきましては、現時点においては考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） チェックリストに関しては、いろんな市町がされていらっしゃるんですが、うちの母もチェックリストをいただいて、じゃあしたかという、見ただけで、なかなかチェックまで至らなかったです。先ほどの方のお話を母にしまして、うちの母も一人暮らしなんです

すけれども、認知症の検査をするように勧めたところ、元気だから行きたくないって、まず第一声言われました。元気なときにこそ行って、認知症の検査をしてもらいたいと言いますと、認知症の検査には行ってくれました。どのような検査をされたと聞いたら、医師と対面で、ここにあるものを何十秒間見て覚えてください。その後、何があったか言ってください。そうやって対面でしてくださることによって、本当に紙でも、確かにペーパーで、見て追っていくのもいいと思うんですが、対面でしてくださることによって、スムーズに認知症検査が受けられたのではないかと思います。認知症の検査を受けた母は、やはり行くまでは、勇気と、自分は違うと思っていたので足が遠のいていたんですが、一度受けたら、もう本当に安心をして、定期的に現在は受けにいらしております。現在は無料クーポン券は考えていないとおっしゃられたんですが、今後検討をしていただくと考えはありませんか。伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 認知症の無料クーポン券及び認知症検査についてでございます。認知症の検査の方法でございますとか、検査結果のフォローなど整理すべきこともございますので、今後、検査の対象者も含め、検査方法、検査後の支援などについて研究してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 最後に町長の考えも伺ってもよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） この認知症については、これからますます大きな問題になってくるんだろうというふうに思っています。本町では早くからいろんな取り組みを積み重ねてきているというふうに思っておりますが、今後も議員言われたことも含めて、いろんな取り組みがあらうと思っておりますので、研究はしてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） できましたら、今後、定期健診とセットで認知症検査が受けられるようお願い、1つ目の質問を終わります。続きまして、放課後等デイサービス参入の現状を伺います。12月定例議会において、放課後等デイサービスの事業所実現を保護者の声を代表し、一般質問をさせていただきました。昨年11月現在で、療育手帳所持の対象者は39名、その他、手帳は所持していないが町外の放課後デイサービスを利用している方もおられる。福祉課長からは、町内に放課後等デイサービス事業所がないことから、町外の事業所を利用されている状況がある。障害のあるお子さんや保護者の負担軽減を図る観点からも必要であると考えていると必要性がある旨の答弁をいただきました。また、箕野町長からは、町としては必要であり、前向きに取り組んでまいりたいとの答弁でした。その後3カ月が経過した現在の状況をお聞きしたいと思います。初めに、12月定例議会後、事業所参入に向けてどのような協議をされたのかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 事業所参入についての協議につきましては、社会福祉法人、株式会社、NPO法人などがその地域のサービス利用状況を踏まえながら、経営上成り立つかどうかを判断し、新規参入するか否かを判断されます。そうした中、昨年12月末に株式会社ゆたかより、千代田地域の丁保余原に放課後等デイサービス事業所を開所したいという旨の連絡がありました。

- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） ありがとうございます。参入への現状を詳しくお聞かせいただけますでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 株式会社ゆたかは、安佐南区の八木、川内、安芸郡熊野町にそれぞれ放課後等デイサービスを運営している会社でございます。1月22日付で県に事業者指定申請書が提出され、その間、町としましては、この会社と連携をとりながら広報など行い、開所に向け、取り組んできたところでございます。2月27日と28日、内覧会が開催され、この3月1日より放課後等デイサービスららぽーと千代田として開所しております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） この北広島町に、まずは1事業所が誕生し、たくさんの保護者の方が喜ばれていると思います。これまで本町に放課後等デイサービス事業所がなかったため、事業所ができたのなら利用したいとおっしゃられている保護者の方も複数いらっしゃると思います。今後、この放課後等デイサービスの利用の手続、相談窓口はどのようになっているのかを伺います。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 利用の手続、相談等につきましては、基本的には、この会社が窓口となっていくというのが一般的な取り組みですけれども、相談等々が行政のほうにありましたら、この事業所に紹介をしてみたいと考えております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） ありがとうございます。現在1カ所できたことは本当に喜ばしいことです。1事業所、この放課後デイは、1事業所10名規模がベストと考えたとき、個別指導、また療育の関係上10名程度がベストと考えます。この北広島町の面積は旧4町からなっており、645.9平方キロメートル、また、公立中学校は4校、小学校は9校です。このことから今後の事業所参入数についての考えを伺いたしたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） このたび参入していただきました事業所につきましては、町内のすべての地域からの受け入れが可能となっております。先ほど答弁させていただいたとおり、事業所参入につきましては、事業者がサービス利用状況やその経営等を判断し、参入するか否かを判断されますので、今後の事業所参入数については不明でございます。今後、新たに参入を希望される事業所が出た場合は、町内のサービス利用状況を踏まえながら、行政として援助できることがあれば対応してみたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） おそらく10名ですので、すぐにいっぱいになってしまうと思います。そのときに、きっと保護者の方が行政の窓口に来られ、事業所参入へもう1カ所お願いをしたい、そのようにおっしゃられた場合は、事業所参入に向けてご尽力をいただけるのでしょうか。お答えください。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 参入しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。例えば公共施設の利活用の紹介とか、町民等への理解を得るための手続等々、できるだけこのことの援助をしてみたいと考えております。以上です。

- 議長（伊藤久幸） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 全国的に増えている子供の発達障害、その支援の場所として利用者のニーズに応える放課後等デイサービス事業所参入へ今後もご尽力をいただき、対象者が安心して町内で利用ができ、よりよい支援が受けられることをお願いし、私の質問を終わります。
- 議長（伊藤久幸） これで敷本議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。13時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 10分 休憩

午後 1時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 再開します。次に、15番、大林議員。
- 15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。通告しておりますネウボラきたひろしまの取り組み及び北広島町ブランド認定制度の創設について質問いたします。まず、ネウボラきたひろしまの取り組みでございますが、広島県の2018年度予算案に広島版ネウボラモデル事業に北広島町を対象にする方針が示されました。妊娠から出産、子育てまでワンストップで対応できるネウボラ事業は、過疎化や少子化が進む本町にとって期待のできる施策であります。私たち文教厚生常任委員会は、子育てしやすいまちづくりを重要テーマの一つに定めて、町職員とともに子育て支援の先進地であります福山市、世羅町、そして鳥取県の南部町に視察研修に行っておりました。そこでの研修結果を踏まえて、これから子育てをする人や子育て中の方たちに歓迎され、役立つ事業にするため、次の事項について質問いたします。町民の方には、ネウボラという言葉が初めて聞かれる方もおられると思いますが、ネウボラとは、北欧のフィンランドの言葉で、相談する場所、アドバイスする場所というような意味で、妊娠、出産から子育てまで家族を支援し続けるフィンランドの育児支援サービスのことでございます。まず、ネウボラ事業に取り組む意義と目的についてお伺いをいたします。

- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） それではネウボラきたひろしまの取り組みについて、福祉課から説明いたします。まず、意義、目的につきましても、ネウボラきたひろしまを設置することにより、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップサービスによる妊娠から子育て期までの切れ目ないサポート体制を構築し、ネットワークの強化を図り、継続的な支援の取り組みを進めることができると考えております。また、保健師、保育士等の専門職が継続的に対応し、信頼関係を構築することで、子育ての不安の軽減を図り、安心感を醸成すること、また、ワンストップサービスにより、切れ目ないサポート体制により、虐待等のリスクの予防、早期発見、早期支援を図ること、そして拠点を身近な場所におきまして、気軽に利用できるよう、相談、支援、サービスの充実を図ることを目的にこの事業を進めてまいりたいと考えております。



- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 今回のネウボラの導入でございますけれども、広島県版ネウボラのモデル事業として取り組むということでございます。そこで、昨年度は尾道、福山、海田という都市部の都市がモデル事業として認定されておりました。今回は北広島町も入ったわけでございまして、これは私が思うには、県は中山間地の代表として北広島町をモデル事業の対象にしたのではないかというふうに思われます。そこで、中山間地のネウボラとして北広島町はどこに特に力を入れていかれるのか。北広島町の売りといいますか、ここが他と違う、そういったところがございましたら、お願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 北広島町の取り組みとしましては、ネットワークを強化しまして、地域全体で子育て家庭に寄り添うようなきめ細やかな相談と支援をしてみたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 町民に寄り添い、きめ細やかなというところを特に重点的にやっていきたいということでございまして、非常に期待のできることだと思っております。次に、具体的な問題でございますけれども、オープンの予定時期、それからネウボラ拠点はどこに開設されるのか、お伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） オープンの時期につきましては、今年4月1日の開設に向けて今準備を進めております。拠点の開設場所ですけれども、本町福祉課を中心拠点として開設し、芸北、大朝、千代田、豊平の各子育て支援センターは身近な相談ができる場所として役割を担っていたと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 福祉課とそれぞれ旧町の子育て支援センターということでございますけれども、現在あります子育て支援センターは、その現状の体制と業務内容についてお伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 体制ですけれども、職員2名で対応しております。業務内容につきましては、子育て親子の交流の場の提供、交流の促進というのがあります。また、育児の悩み、子育てに関する相談の場、それから子育て情報の提供とか子育て講座、また、園遊び等を通じて身近な地域の子育て家庭に対する育児支援を主な業務として取り組んでおります。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 職員2名ということで、保育士の方だと思いますけれども、中心的には子育て支援業務ということで、その中には母子保健は入っていないという実態だと思いますけれども、次に、新しく設置されます福祉課とそれぞれの4カ所ということでございますけれども、そこでの体制について質問いたします。ネウボラでは保健師、それから保育士、助産師、管理栄養士などの相談員が必要だと思うわけですが、拠点別の相談員の配置はどのようにされるのか。また、その相談員の確保の見通しは立っていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。

- 福祉課長（清見宣正）　ネウボラの開設に当たりまして、新たに保育士1名と、これ臨時ですけれども、助産師1名を新たに配置し、保健師、家庭相談員、管理栄養士とともに11名の職員が相談員として本町の業務に当たります。また、各子育て支援センターにつきましては、現状の2名の保育士等で対応してもらうように、今準備を進めております。以上です。
- 議長（伊藤久幸）　大林議員。
- 15番（大林正行）　福祉課に保育士、助産師、保健師。保健師が多いんだと思いますけれども、合わせて11人、そのうち2名が増員ということだと思いますけれども、それから、各4カ所については現状どおりと、保育士2名ということですが、現在の子育て支援センターというのは、それぞれ私立の保育所に委託、あるいは指定管理をされておられます。先般もその責任者の方との対話会といいますか、文教厚生委員会との対話会あったんですけれども、現在でも人手不足で、今自体の仕事がやり繰りできんぐらいだという訴えを非常に強く聞きました。我々もそれに対してどうしたらいいのかなど。というのは保育士自体の数が不足している。そして競争が激しくて、皆広島市などの条件のいいところへ取られてしまう。そういうふうな訴えでございました。そういう中で、さらに母子保健が加わるということで、今の体制で果たして、先ほど言われました北広島町の目的としておりますネウボラ事業ができるんだろうかという不安がありますけれども、いかがでしょうか。
- 議長（伊藤久幸）　福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正）　子育て支援センターにつきましては、私立保育所の運営を行っている社会福祉法人に業務を委託しております。各それぞれのセンター長に事前に協議をさせてもらって、このネウボラ事業に当たっての保育士の増員はどうだろうかということをお伺いしたんですけれども、なかなか保育士の確保が難しいという現状がありますので、現体制であれば相談業務ができるというご回答いただきましたので、現体制のままで相談業務等々勤めていただくということで、ネウボラ事業を進めてまいりたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸）　大林議員。
- 15番（大林正行）　現体制でネウボラ事業も追加業務やっていくということですが、果たしてできるのかなという、私もちょっと行ってみましたが、現実的には2名ですが、そのうち1名は本業であります保育所のほうの兼務と、そういう方もいらっしゃいました。そういうことではございますので、最初から十分な体制というのは難しいと思います。視察研修に行きました3カ所でも、一番悩んでいらっしゃるのはいった相談員の確保ということでございますので、そこらも十分検討いただきたいと思います。それで、拠点が5カ所ということで、福祉課と他のネウボラ拠点ということですが、そことの関係、福祉課とその4カ所の関係、例えば千代田でいいますと、千代田地域に福祉課とすこやかがありますけれども、母子手帳もらいに行くのはどこに行くんでしょうか。他な地域も母子手帳はどこへらいに行くのか。子育て支援センター、新しくできるネウボラのところにもらいに行くのか、福祉課へもらいに行くのか。
- 議長（伊藤久幸）　福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正）　手帳の手続につきましては、基本的には本庁のほうへ手続をお願いをしていただきたいと思います。子育て支援センターのほうでも月1回程度、保健師が出向いたときに手帳が交付できるような体制に持っていきたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸）　大林議員。

- 15番（大林正行） 母子手帳は本庁のほうへということで、各、4つの支援センターには月に1回ぐらいしか保健師は行かないということで、最初から難しいと思いますけれども、それでは本当にネウボラと言えるのかなと、そういう不安がございます。次の質問ですけれども、ネウボラの相談員についてはどのような研修を考えていらっしゃるのか、開設前に。研修に行きました福山市では、ここでは今21名相談員がいらっしゃるんですけども、開設前に2カ月間の研修をして、それから配置したと。さらにネウボラ推進課というのがあるんですけども、そこと相談員との定例会、研修も含めた定例会を月2回開催しているということでございましたけれども、本町では、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 研修につきましてですけども、まず、県が開催します相談業務、それから虐待等の研修への出席、それから町主催で講師を招いての研修を重ね、相談業務の技術的な向上を図ってまいりたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 県主催で、町独自の研修ということでございますけれども、期間的には、あまりもう開設までないということでございますので、ぜひ綿密な計画を立てた上で、研修を実施した上でスタートしていただきたいというふうに思います。次に、運営費でございますけれども、年間どのぐらい必要で、そのうち国、県からの補助金がいくらあるのかについてお伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 職員の人件費を除きまして、助産師の賃金、子育て支援センターへの委託料、包括支援システム保守料、事務費等で約800万円を見込んでおります。そのうち、国、県からの補助金は約530万円ということで、3分の2の補助金を考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 年間800万円、そのうち3分の2が国、県からの補助金ということでありましたけれども、これを30年度の当初予算見ますと、ネウボラ関係が1256万円というふうになっておりますけれども、この差は、最初のインシヤルコストというふうに考えればよろしいでしょうか。年間、これからランニングコストとして毎年要るのが800万円というふうに理解すればいいのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 全体の事業費1250万を予算計上させてもらっております。約450万円が初期投資ということで、システムの導入等々に充ててまいります。今後の運営費は約800万円を見込んでおるところでございます。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 了解いたしました。毎年800万の経費ということで、そのうち3分の1が町負担というふうに理解いたしました。次に、開設日と開設時間でございますけれども、どのように考えていらっしゃるのか。これも福山市では、土日祝でも開設している場所があるというふうに伺っておるわけでございます。現在の子育て支援センターはだいたい朝10時から、それから終わりが午後3時、早いものでは1時というのもありますけれども、そこらの関係はどのようになりますか。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。

- 福祉課長（清見宣正） 本庁では月曜から金曜の開庁時間、それから子育て支援センターにつきましましては、各センターの開設日と開設時間に利用していただきたいと考えております。土曜日、日曜日、祝日の開設につきましましては現在考えておりませんが、緊急で対応する必要がある場合につきましましては、本庁から担当者のほうに連絡が届くような体制を整備していきたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 平日相談に行けない方もいらっしゃると思いますので、ぜひ必要性がある場合には、そういった柔軟性のある対応をお願いしたいと。これも徐々に、早急に拡大をしていただきたいと思います。また、時間についても、やはり仕事が終わってからということもあると思いますので、そこらもあわせてご検討いただきたいと思います。それから相談の対象年齢でございますけれども、フィンランドでは就学前までというの也被われておりますけれども、本町では妊娠からということですが、おわりはどこまでか、何歳までを対象にされるのかお伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 妊娠期から子育て期まで、子供さんが18歳までの家庭を対象にサポートしてまいりたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 18歳までということでございますので、そうなりますと、後で聞くようにしてはしたけど、子供の貧困対策でありますとか、就労支援についても相談業務の中にあるというふうに理解してもよろしいでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 子供の貧困対策につきましましては、県の貧困調査の結果も踏まえながら、どのような施策が効果的かを検討する必要があると考えております。また、就労につきましましては、福祉課では、主に母子父子自立支援相談員が企画課の就労相談、ハローワークの案内へとつなげております。妊娠届のときのアセスメントにおいて、子育て家庭の経済状況をしっかり把握し、支援につなげていくこともネウボラの業務の一つとして考えております。来年度から年4回ファイナンシャルプランナーによります相談事業が開催予定となっておりますので、専門職からのアドバイスを受け、家計状況を見直し、生活改善に向けた動き、きっかけになることも就労支援や貧困対策につながるのではないかと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 対象とするということでございます。次に、先進地を視察したところ、そういった各種支援行事になかなか参加してもらえないということもありまして、その動機付けの一つとして、子育て応援ポイント制度というのを導入されているところがありました。非常に有効であるということで、お母さんが行きますと1ポイント、お父さんが行くと2ポイントというようなこともされているというお話を伺いましたけれども、本町においては、こういった子育て応援ポイントの制度を導入する考えがあるのか、お伺いします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 視察先の、ある町では子育て支援行事の参加の動機付けとしてポイント制度を導入し、ポイント数によって紙おむつなどの商品と交換できるような取り組みをされているところがありましたが、現在のところポイント制の導入については予定をしておりません。

本町では利用促進の取り組みとしまして、3回程度のプレゼント配布を行い、教室、行事等への参加を呼びかけていきたいと考えております。その結果を踏まえて、ポイント制を含め、ネウボラの事業効果につながるような来所促進の取り組みを考えていきたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 状況を見ながらということのようでございますけれども、私は以前、一般質問で健康ポイント制度の北広島町に入れたらどうかという質問いたしまして、必要性はあるので検討していくという答弁をいただいております。これと併せて、若い人たち、それから高齢者、これを別のシステムじゃなくて一つのシステムにする。一つの例でございますが、私が思いましたのは、例えば、町内でぽっぽカードという民間会社がやっておられる。県内で使えるんだと思いますけれども、これを活用してやっていく手もあるんじゃないかと。そうすれば創設の手間がかかりません。運用も簡単といいますか、使ってる方もなじみやすい。そういったよいところがあるんじゃないかということで、ただ、相手があることですので、ここですぐできるできないは言えないと思いますけれども、ぜひ、そういった広い視野に立って、こういった町民を巻き込む施策を検討いただきたいというふうに思います。次でございますけれども、12月議会の一般質問で、同僚議員からネウボラ推進課を設置してはどうかという提案がございました。これに対して、子育て支援を関係各課の相互連携により進めるということで、新設はしないという答弁がありましたけれども、私が思いますのに、行政というのは、どうしても縦割り行政になりやすいということで、その中で、関係課の相互連携というのなかなか実現性には困難性があるというふうに思います。そこで、再度でございますけれども、町民からもわかりやすく、実効性のある組織としてネウボラ推進課を立ち上げることを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） これまでも関係部署及び関係機関と連携して子育て支援を進めてきたところでございますが、継続的支援やよりきめ細やかな支援をするためにネットワークを強化し、利用者にとっても、子育てに関する相談はネウボラに行けばいいよと思ってもらようなわかりやすい組織がネウボラの設置であると考えております。課の立ち上げではなく、現状で工夫をしながら業務を進めていくことを考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） ネウボラ推進、専門の課はつくらないということで、現状の中で工夫していくということでございますけれども、視察に行きました福山、世羅、南部町、全て課をつくっておられます。世羅、南部町というのは、人口が本町より相当少ない、1万人ちょっとぐらいのところでも保健課、福祉課、ネウボラ推進というふうにつくっておられます。だから、できないことはないと思います。そこで、それがもし立ち上げが難しいのであれば、せめて仕事を連携してやるためには、関係の深い課がそばにいたほうがいいということで、今、福祉課と保健課は離れてます。ちょっと見通せない。それを、勝手な言い方ですけれども、町民課と保健課を入れかえて、福祉課と保健課がいつでも横の連携とれる。近くだからいいんじゃないかと、やっぱり近いほど連携というのはとりやすい。これは私の経験でもあるわけですが、そういった思い切ったことでも実行すれば、非常に実効性の上がるネウボラ事業ができるのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。副町長ですかね。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） 大変貴重な意見をいただきましてありがとうございます。この事業につきましては、言葉としては結構新しく皆さんの耳にも聞こえてるんじゃないかと思えますけれども、事業そのもののこと、中身を考えてみますと、先日、全協でもお示しましたように、既存のうちがやっている業務のものが大半を占めているように感じておりまして、先ほど課長のほうが申しましたように、横連携の中でやっていきたいというふうに思っているところでございます。職員もだんだんと減ってきておりまして、一人一人職員が持っている業務量のほうも多大になっているということもございまして、これだけで単独で課にしていくというような職員数にもなっておりませんので、その点のところはご理解をいただきたいというふうに思っております。また、今ご提案いただきました課と課の近くに寄せるということにつきましては、以前から職員の間でもいろいろ課題として話をもらっております。ただ、それぞれの課に、この庁舎ではいろいろな設備、その課に合うような設備、例えば住民課でしたら、耐火金庫とかというような設備とか、それから今おります福祉課のところにつきましては相談室を設けたりというような当初からの設計の中で今、課を配置しているところもありますので、それらのことをいろいろ検討させてもらいながら、今おっしゃっていただきました貴重なご意見を参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） だいたい想定内の答弁でございましたけれども、やっぱり既成概念にとらわれずに、やろうと思えば何でもできます。やる気さえあれば。そういったことも力も要りませんが、ぜひご検討いただきたい、このように思います。それで、いろいろとお聞きしたんですけれども、私も4月1日からネウボラを立ち上げられるというのは、本当言うと、えっもうやるんかというふうに思いました。まだまだ検討すべきことがいっぱいあったんじゃないかなと思いますけれども、やはり早く立ち上げて町民に寄り添おうということだったと思いますけれども、多分まだ不十分だというふうに認識されておると思いますけれども、私もそう思いますので、最初から100%狙うというのは非常に無理があるかもわかりませんが、ぜひ、やりながら、走りながら、保護者の方の意見をよく聞いていただいて、満足していただけるようなネウボラにさせていただきたい。これから中山間地のネウボラだったら、北広島町へ視察研修に行こうと言われるような体制をつくっていただくよう、お願いしたいと思います。次の質問にまいります。北広島町ブランド認定制度創設の提案でございます。あなたの町の特産品は何ですかというふうに聞かれましても、即座に、うーん千代田に何があったかのうというって、出てこないという方が多くおられます。本町にはたくさんの特産品があるにもかかわらず、地元の人には、その認識がないようでは町外の人に勧めることはできません。北広島町の特産品を町民が共通認識して、そして、さらに新しい特産品を開発していくことが町の活性化や所得の向上につながるというふうに考えます。そして、これを町外に発信し、認知度を上げていくためには北広島町ブランド認定制度を創設する必要があると考え、質問をいたします。まず、本町の特産品について、町としてどのように認識されておられるのか。また、何を特産品というふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 本町の特産品として、どのように認識しているか。何が特産品と考えているかというご質問ですが、農林課のほうからお答え申し上げます。特定の地域の代表的な農産物、あるいは工芸品等を特産品とした場合、本町の農作物でいえば、全町的に生産され

ておりますハウレンソウ、それから芸北地域の太玉トマト、千代田、大朝地域のミニトマト、豊平地域の花壇苗が相当すると考えています。いずれも約1億円の生産額を誇り、本町を代表する特産品といえます。また、芸北地域のリンゴや豊平地域のそばなども特産品と思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 前提条件はちょっと書いてなかったので、今、農産物を中心におっしゃいましたけれども、ほかにも商工業関係の特産品もあると思います。それで、ちょっと具体的な話でございますけれども、ふるさと寄附金のお礼として、寄附金額に応じまして、1万円以上から3万円未満、これAコースというふうにあります。だんだん上がってきまして、20万円以上がEコースということで、特産品がありまして、これを贈呈しておられますけれども、このふるさと寄附金のお礼の特産品というのはどのような基準で選定されておるのか、お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） ふるさと寄附金への返戻品につきましては、町内の個人や事業者の方が生産する物やサービスでお返しをするということを基本としておりますので、特に特産品としての基準として定めたものはございません。多くの方に協力をしていただき、ふるさと寄附の返戻を通して、北広島町の特産品、産品を広くPRしていきたいと考えております。また、併せて、この取り組みが本町で事業されている方のサービス拡大ということにつながればと思っております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 返戻品については特産品という認識ではなくて、町内生産のものを幅広くということでございますので、それはそれで町内の産業といいますか、そういった発展につながるということでいいと思いますけれども、一番多く選ばれている返戻品というのは何であるかというのがわかれば、これは通告しておりませんので、分かればいいんですけども、だいたいこんなものが多いよということがあれば。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 返戻品として希望されるのは野菜おまかせセットというのがございますけれども、これが圧倒的に多いというふうな状況でございます。あとは、それぞれお米でありますとかサービス券でありますとかありますけれども、割合的には野菜セットが圧倒的に多ございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 返戻品では、野菜セットが多いということで、私も道の駅に行きましたら、店員の方が、何しようかなというんで選んでおられました。多分この冬は何もなくて、全部リンゴになったかなというふうに思いますけれども、次ですけれども、特産品に対する町の施策をと思って調べておりましたけれども、商工会と北広島町と観光協会で、壬生の花田植特産品ブランド認定制度というのを運用されておりますけれども、これで68品目が今認証されておりました。どのような基準で特産品として認定されておるのか。そして、その効果はどのように出ているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商工観光課からお答え申し上げます。壬生の花田植特産品ブランド

認証制度につきましては、平成23年に壬生の花田植がユネスコの無形文化遺産に登録されましたのを受けまして、地域産品をブランド化し、地域の商品の販売を促進、地域を活性化させていくことを目的に、平成24年1月に北広島町商工会が主体となり、壬生の花田植特産品ブランド認証委員会が立ち上げられております。ブランド委員会組織の構成は、商工会、観光協会、行政、学識経験者、民間団体、民間事業者の方などで構成をされております。行政のかかわりにつきましては、商工観光課が観光開発担当として、また、農林課が販売促進担当としてかかわってきております。認定の基準につきましては、町内で製造される製品、または収穫される農産物、町外の事業所で製造される製品で、主となる原材料が町内のものである製品、または包装もしくはラベルに北広島町が連想される言葉が使用されている製品、販売者が町内の事業所であることなどが明記されている製品などが主な条件となっております。これらの基準により委員会において審査、決定をされております。また、どのような商品があるかにつきましては、菓子類、農産物加工品、農産品、工芸品等幅広い銘柄が登録をされております。この取り組みの効果でございますが、地域商工業者等が生産、製造する商品が認定され、認証マークを添付し、陳列販売されることにより、壬生の花田植関連商品として販売の促進が図られてきております。また、認証商品を掲載したカタログも発行され、広く情報発信をされております。そのほか、認定商品をセットにした夏・冬ギフトをつくられて、販売の促進等が図られておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 認定委員会でやっておるといってございませぬけれども、今、68品目ありまして、これ見ますと、農産品もと言われましたけれども、ほとんど入っていません。お米と卵ぐらいじゃないかと思ひます。それを一つの理由として、申請すればということですけども、原則として、商工会の会員というのがあります。そこらも先ほど農林課長がおっしゃった本町の特産品は入っていません。そういったことと、PR活動もされておるといってあります。道の駅には大きな垂れ幕がありますけれども、具体的なそれ以上のPR活動がされていないんじゃないかというふうに思ひます。これの一覧表の冊子も過去つくられたようですけども、今はもう在庫がないという状況で、制度をつくっても、それを常に運用していかないと、改革していかないと効果が上がっていかないとというふうに思ひます。そういった意味で、今までふるさとの返戻品は特産品では特にといいはらないということと、花田植のほうも一部の加工品を中心としてということとございまして、町として、これが特産品という基準がないといひますか、不十分じゃないかというふうに思ひます。そこで、今、本町でつくっているようなものも全国でつくってます。産地間の競争が非常に激しさを増している中で、特産品を認定して全国で販売していくためには地域ブランドを確立していく必要があるというふうに思ひます。まず、特産品を認定して、その中から特にすぐれたもの、北広島町らしさのあるものを北広島町ブランドとして認定し、地域ブランドとして情報発信することにより、生産者の意欲や商品力の向上を北広島町の知名度向上、地域産業の活性化につなげていくために、この北広島町ブランド認定制度というものを創設するお考えはないかどうか、お伺ひいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 独自の地域ブランドの認定制度も必要かとは思ひますけども、全国展開を目指して、より多くの消費者にアピールするということとございませぬら、地域団体商標制



度などの国の制度を活用することも有効ではないかというふうに考えます。これで商標の保護を法的にも受けることは可能でございます。ただし、その地域で有名であるか、生産地に関連性があるか、その地域に根差す団体の申請であるかなどの要件があります。議員の御質問の北広島町独自の認定制度については、今後研究をしてみたいというふうに思います。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 検討していくということでございますけれども、12月の一般質問でもしましたけれども、今、壬生の花田植米というのが北広島ですね。三次では竹炭を使ったこだわり米、〇〇さんのこだわり米、これで認定してます。ただお米、コシヒカリでは駄目なんですよ。こういう理由があるから、これは町として、地元としてお墨付きを与えられますよという非常に厳しい条件をつけております。三次であっても24品目でございます。それから広島市が、ザ・広島ブランドという制度をつくられて、今10年たったわけですけれども、ここでは72品目を認定されて、幕張とかあちこちで見本市がありますけれども、そういうところへ出品したり、東京の銀座にあります広島県のアンテナショップTAU等で販売宣伝をしておられるというようなことがございます。広島市にもちょっと聞いてみたんですけども、今10年たったんでマンネリ化してないか、本当に広島らしいものがブランドとして認定されているかどうかということで再検討されてます。それで、その結果、30年度からもう一回立て直していくということで、常に現状に満足せずに改革ということを取り組んでおられるのには、私も感心したんですけども、ぜひ研究していただく中で、そこらのことも研究していただいて、北広島町に行けば、あれがあると。北広島町のあれを買いにいこう、食べにいこう、見にいこう、そういった交流人口を増やすためにも、そういった施策をぜひ打っていただきたいというふうに思います。最後でございますけれども、やはり地域ブランド力を高めるためにはナンバーワン、日本一、それはなかなか無理なことも多いんですけども、それができなければオンリーワン、北広島町にしかない、そういった特産品の開発が必要だと思いますけれども、そういったことに、開発に対する支援についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 特産品開発に対する支援についてのご質問でございます。ナンバーワン、オンリーワンになるかどうかはわかりませんが、農産物の加工についての支援として、農産物6次産業化支援事業、これを平成30年度予算案として審議をお願いしているところでございます。この事業は、農産物を生産し、加工、販売まで行う団体へその必要な機器の導入経費の一部について補助するものでございます。6次産品の新商品開発、販路開拓、加工施設の整備等、一連の大規模な取り組みの場合は、要件を満たせば国の支援制度もあるかとも思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） ぜひ他の市町から、北広島町に行けばあれがあるよということが言われるような町になるように、これから特産品の開発、そして認定制度についてご検討、また実現いたしますように期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで大林議員の発言を終わります。暫時休憩いたします。14時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 50分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。さきに通告をしております「ふるさとを守るか」というタイトルであります。ちょっと消極的なタイトルでありますけども、これから執行部とやりとりをしながら、消極的な方向ではなくて、自信を持って、この町を支えて、みんなですばらしい町をつくっていかうじゃないかということで、質疑を行いたいというふうに思います。まず、北広島もそうでありますけども、全国的に人口が減っているという状況を踏まえれば、この町だけの問題ではございませんけれども、この町も当然ながら人口減が進んでいるということでもあります。人口減が進むということは、その町の存続が危ぶまれるということにつながるわけでもあります。そして農地があっても、おうちがあっても、林地があっても、なかなか相続人がいたにしましても、そのものを相続をするという状況になかなかならないということもお聞きをしているわけでもあります。こういう状況でありますけれども、やはりこの町も市も、我が町を活性化をしていくためにいろいろと工夫をしながら施策を打っているという状況にあることは間違いありません。ですけれども、全体のパイが減らないわけですから、どのような方法で、その良さを訴えて、皆さんに支持をしてもらおうかということが問われているというふうに思うわけでもあります。まず、一番最初にお聞きをしてみたいと思いますけれども、13年前に4つの町が合併をしました。そのときのそれぞれの町の人口と、そして現在の人口をお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 合併時の人口と現在の人口ということでございます。旧町単位で申し上げます。平成17年1月末での人口でございます。旧芸北町2983人、旧大朝町3431人、旧千代田町1万752人、旧豊平町4430人、合計で2万1596人です。1月末現在の人口でお答えさせていただきます。芸北地域2238人、大朝地域2892人、千代田地域1万399人、豊平地域3476人、合計で1万9005人となっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 13年たてば、今の人口になって1万9005人ということでありました。さて、何人減ったということになるのかなと思いますけれども、2591だろうというふうに思いますが、それはパーセントで言えば、13年たって、多分12%が人口減になったという結果であります。そして、先ほどお伝えいただいた芸北地域の現在の人口は2238人、この13年間で減った人数は2591人ですから、減った人数のほうが多いという結果を示しているということでもあります。これが県内でも割と人口減が少ないよというふうに今思われている部分もあります。当然、社会動態である転入と転出の関係では、この北広島は割と転入のほうが多いよと、転入と転出と比べたときに際立って転出者が多いよということではないという町であることは間違いなだろうというふうに思うんですが、亡くなられる方、出生ということ

で、全体的な人口が減っていると。これから先はどうなるのかというと、何もしなければ、かなりのスピードで、また人口減が進むということになるだろうというふうに思っています。そこをどう食い止めるか、どう定住を図っていくか。きょうの午前中の同僚議員も定住問題について質問されました。やはり今どういう形で町を盛り上げていくか、活性化に向けていくかということが非常に大切になってきています。私も昨年の9月にほぼ同様の質問をしたわけでありまして、半年後にまたこうして質問したいというふうに思ったのは、やはり人口の減少、そして跡取りが、担い手がなかなかいないという全体的な状況を見たときに、やはりみんなで考えて盛り上げていこうということが必要であろうということで質問させていただくというわけでありまして。まず、家屋の部分から質問してみたいというふうに思いますが、今現在、空き家が、以前調査されたことがありますから、お聞きをしましたけれども、現在把握しておられる空き家は何件あって、住むことができる可能性のある家が何件で、そしてまた、危険だよというふうに思える家屋がどれぐらいあるのかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 空き家対策の関係をしておりますので、建設課のほうからお答えさせていただきますと思います。ご質問の空き家件数でございますが、平成26年に調査を一度しております。それ以降、異動があった者を中心に現在データベース化ということで整理をしております。その範囲内でお答えをいたします。平成29年の12月時点での空き家の件数は1250件、そのうち利用が可能と思われる家の件数は946件、また、倒壊及び倒壊の危険性がある危険家屋は153件というように把握をしております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 1250件の空き家があるうち、居住可能な家屋が946件、危険な家屋が153件ということでございましたけれども、まず、居住可能な家屋をどのような形で生かしていくことができるのか、当然個人のものでありますから、すぐさまどうこうするということには当然ならないというのは承知をしておりますけれども、何らかの方法で協力していただいて、住むことができる家でありますから、何とかそのことを住めるような状況に持っていき、定住につなげるというふうなことができないだろうか。まず、その調査をされて、その活用には目的が必ずあるわけでありますから、どのようにしようというふうに946件の結果としてある、住めるだろうというふうに思っているものを、どのようにこれから先、調査の目的がどこかにあるはずでありますから、そこを含めてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 空き家の活用ということでございますので、企画課のほうからお答え申し上げます。この調査をした結果に基づいて、どう取り組んだのかというところでございますが、空き家調査の中で、本町が取り組んでいる空き家バンク等での空き家活用でございますというふうな、知ってますかというふうな質問も中にはあります。その中で、そういう方に、興味を持っておられる方に空き家バンクの利用はどうですかというふうなご案内を差し上げたところであります。その中で何件か登録しようということで、空き家バンクの登録件数が増えた状況もあります。その結果として、成立件数も増えているというふうなことがございます。しかしながら、居住可能な空き家の件数は946件、かなりあるということでありまして、空き家の所有者の方の認識として、これは今は住んでないけれども、年に何回か、あるいは、たまに帰ってくるんで、そのまま所有したいと。空き家という認識はないというふうな方も

かなりおられますので、そこら辺の所有者の意向もしっかり踏まえながら、活用というものは考えていかなければならないと思っております。働きかけについては、地元の方ともお話を伺いながら、所有者と連絡をとれる方法をとって取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 946件のうち、なかなか思いがあって、どうぞ住んでくださいという状況にはないというのわかりますし、行政報告を見れば、空き家バンクに登録されているのが、成約した件数が23件というふうにありますから、少しずつではありますが、住んでいただくことができるというふうになってきているというふうには思いますが、さらに、このことを進めていく、やはり新築住宅、あるいは賃貸住宅にお住みになっていただくというのも大変ありがたいことではありますけども、やはり住める家を見るにつけて、何とかこの町に、この地域に住んでもらえんものだろうかというのが地域に住んでいて思うわけです。かなり何年も空いたままであるけども、いい家だがのうというふうにするわけでありますが、それがなかなかそこから先一步も、地域の方も含めて、そういう作業をしていく必要があるのですが、まだいま一步そこまで物事が進んでいないということだろうと思います。ぜひ、行政が一気に突き進むということにはならないと思っておりますけども、いろいろな形で、居住者をふやしていくために北広島の地域に貢献をお願いできないですかというふうなアピール、啓発をしていただければというふうにも思います。そしてもう一方では、もう随分、ここは住んでおられないし、いつ崩れるんかわからんし、危ないしという危険特定空き家というんですか、そういうものもたくさんあると、それが153件なのかどうかわかりませんが、そのものも私9月に質問しまして、どうなのというふうに言いましたら、なかなかそのことが前に進みつつはあるけれども、進みつつある件数もあるけれども、そうでないものもあるということでありました。例えば、9月にも言いましたが、地域の方が危ないから何とかありませんかということを役場に伝えても、そこから先どうなったよというふうなことが返ってこない、返ってこないけども、依然として危険家屋は存在しているということでもあります。やはりそれは地域の方たちは心配している。それを全体的にまとめている町自体が何かを働きかけをしていくという部分が、まだ足りないのかなというふうにも思いますが、そこら辺の取り組みと、今まで取り組んだけれども、どうであるよということも含めてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 危険家屋ということのご質問でございますが、その中でも特定空き家ということでございます。この特定空き家は、危険家屋、先ほど153件と申しましたが、その中でも地域の方からの情報であるとかを中心に、現在調査をして、それから空き家対策協議会において一応報告をさせていただいているもの、一応今特定空き家9件ほどあります。その9件につきましては、現在、空き家対策等の特別措置法に基づきまして指導助言のほうへ今移っておるような状況でございます。そのうち、現在、今の制度で、空き家再生等推進事業補助金というのがございますので、それも紹介をしながら、除却へ実現するように現在努めております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 9件は、その取り組みを進めているということでもあります。手続的に踏まなくてはならない手順があるはずでありますから、そのとおりの手順で進んでいるだろうと思いますが、今の法律では、その手順を踏んだ後であれば、たちまち、本来地方公共団体が除去

するということは、本来しなくていいはずであります。そうは言っても危険が住民に及ぶということになれば、当面、経費を見てでも除去していくと。そしてまた、その所有者の方に請求をするというふうな手順になるんだらうというふうに思いますが、そのような手順でいくということと間違いないのか、そういうふうな方向まで考えなのかどうかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 空き家対策特別措置法の中には、当然助言、指導から勧告、それから命令、最終的には行政代執行という視野を持っておりますので、最終、最悪といいますか、最終といいますか、そういうときには行政が法的に手段を行うということになるらうかと思えます。ただ、法律でも一応定めがありますけども、それぞれの段階においては、当然聞き取りであるとか説明であるとか、それから、それなりの改善の猶予の期間が要りますので、それらは当方に瑕疵がないということを確認しながら進める必要がありますので、時間的なものはやはりかかるということは了解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 先にお聞きをすればよかったんでしょうけれども、29年度の時点で、空き家が1250件あって、住めるだらうと思えるのが946件、そして特定空き家が153件ということで、今、トータル的には全ての数字が足し算したら合うんですか。合わんとすれば、合わないところの部分は、どこに該当するのかなというふうにお聞きしてみたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 空き家と思われるといいますか、そういった家で位置づけしている空き家が1250件と申しました。それから危険家屋で倒壊、それから倒壊の危険性があるもの、これが153件、それから利用可能なものが946件と申しました。まだ全部で1,250件にならないわけですが、それには大規模な改修が要ると。倒壊までは危険性はないけども、今住める状態ではないというものでありますとか、簡易な建物だけであるといったようなところが、まだその他として位置付けがございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 了解をしました。それでは、今度は、いずれにしても今の状況を調査したものをさらに次に進めていただくと、危険なものは危険なように扱い、あるいはまた住めるものは住んでいただくような方策を考えてもらうということで終わりにしたいと思えますけども、次に農地の荒廃についてお聞きをしてみたいと思えます。これも9月にも質問しましたから、数字が動いてなかったら、そのままだらうというふうに思えますが、農地の荒廃面積、それから林地も含めてであります。それも荒廃しているもの、そして手入れができていて伐期、切る時期がちょうどぐらいになってるよというものの面積もお聞きをしてみたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農地の荒廃面積、林地の総面積等、手入れのできている伐期の林地の面積という質問でございます。農林課のほうからお答えをさせていただきます。農地の荒廃面積については2015年の農業センサスの統計数字によりますと、耕作放棄地として約262haとなっております。それから林地の総面積約5万3308haでございますけども、個人所有の人工林で伐期と見込める50年生以上の面積でございますが、これ約4985haです。なお、その人工林が手入れができていくかどうかについては把握はしておりませんが、毎

年300ha程度の間伐は計画的に実施をしているところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 農地の荒廃面積であります、去年の9月のときには、これも農業センサスの数字でありましたが、262haというふうに聞いてますが、農地は。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 耕作放棄地ということで262haが農業センサスに載っている数字でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） その数字は聞いてたので、耕作放棄地イコール荒廃地というふうに理解をしてもいいんですね。それであれば、合併をした当時からいうと36ha耕作放棄地が増えたということではありますが、だんだんに耕作ができないという状況が広がりつつあるということでもありますし、林地にしても増えているんだろうというふうに思います。この林地の面積の見方もなかなか難しいところもあるかもしれませんが、9月にお聞きをしたときには、合併時と、2015年でいえば230ha荒廃地だというふうに捉えられる面積が増えているという結果をお聞きをしておりますが、そこは間違いございませんか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 林地の面積でございますけども、平成17年、センサスの数字ですけれども、5万3538ha、平成27年が5万3308ha、林野面積が減っているわけですが、これがすべて荒廃という定義はどこにあるかというのものもあるんですけども、全て荒れているという場合だけではないというふうなことは推測をしております。例えば林地を別の用途に移したということも恐らく入っているのではないかとというふうに考えます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 荒廃農地のことについては、また、もう少し詳しく質問して答えていただくということになりますけども、林地については、かなりの本当にこの町でいうたら86%ぐらいが林地ではないかというふうに思うわけです。そのぐらい広いわけでありまして、その広い面積を手をつけずに物事が進んでいくと、本当にもう有害鳥獣のすみかになってしまうということが考えられます。今、伐期の時期を迎えていても、なかなかお金にならないから、木を切ることができないんだというふうなことも社会状況としてあろうというふうに思ったりします。この町には木材、中国木材という呉に本社がある企業もあるわけでありまして、そういった木を遠くから持ってこなくても、すぐ近くに、せどに木があるわけですから、裏山にあるわけですから、それを使うというふうなことにつなげるということにはならないのかどうか、あるいは、そういうふうな方向に目を向けてやり始めているよということがあるのかどうかお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 戦後、木材需要が高まって、それから、かなりの木を出して、その後植林をしたものが今伐期に入りつつあるというのが状況であろうかと思えます。近くに木材関連の業者があるということでもありますので、できれば、そういうところを使って木材を出荷していただきたいというところがあります。しかしながら、議員ご質問のとおり、木材価格というのが低迷をしております、なかなか切って出せないというふうなことがございます。一方、せどやま再生というふうなことを取り組まれている民間の方もいらっしゃいます。木を使った

新しい暮らし、豊かな暮らしというふうな取り組みも可能ではないかというふうに考えます。  
以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私がタイトルに上げておりました「ふるさとは守れるか」ということではありますが、これだけ広い山林があるところで、山林を何もせずに経済の状況だけで判断をして、このまま戦後大変な苦勞して植えた木が伐期になっているのに、それを切ることもできないという本当に寂しい状況があるわけでありまして。そこを町を挙げて、岡山県の真庭市ではありませんけれども、市を挙げて、ここは町を挙げて木材の町という状況で、産業を立ち上げるぐらいのことはならないのだろうか。せどやま再生事業の話もありましたが、そういうところへまたかかわりを持っていく、そしてそれは今、芸北の地域だけではありますが、それを大朝、豊平、千代田に広げて木を使っていく、エネルギーもバイオマス、木のほうに変えていくというふうな発想の転換も必要なんではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 発想の転換ということでございます。確かに北広島町、森林面積が多くて資源があるということでございますので、可能な限り、そういうふうな発想の転換をしながら使っていくということは必要であるかと思えます。ただ、一方では経済性の問題もございます。赤字になるということがわかっているまま、その木を使っていくというのなかなか難しいものがございますので、その辺については検討していくべき、あるいは大きな課題であるというふうに認識をしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） やはり資源があっても、財布の中にお金が入るというシステムができないと次に進みにくいというのはおっしゃるとおりなんです。おっしゃるとおりでありますから、現在がそうなんです。そこを財布に入るのを何らかの方法で協力、あるいは努力をして、財布に入るのを増やしながら、あるいは有害鳥獣や、あるいはキノコや薪が何とか生産過程の中で収入につながるという一つのシステムが今模範としてせどやま再生事業にあるわけでありましてから、そういうところを見て、さらに次へ進めていくということをしないう限り、経済の理論だけでは物事が進まないということにしまえば進まないわけでありまして。ふるさとは守れないということにつながってくるわけでありまして。そこをもう少し、今すぐにどうこの結論を出してくださいというわけにはいきませんから、これからやはり真剣にお金がかかることもわからんけれども、ふるさとを考えたときに、こういう方策も考えられるよということで、しっかりと見つめてもらわなきゃならんかなというふうに思います。林地のことは、そのぐらいにさせていただいて、今度は農地のことに入りたいと思っておりますけれども、農地の面積も合併時と、今、2015年の農業センサスのデータをいただきましたけれども、90ha 荒廃地が増えたという結果でありますけれども、その増えた結果、あるいはまた、どんどん増えようという状況にあるというのは、作ろうとしている人がやはり高齢化をしてきて、なかなか管理ができないという状況になってきている。本来、個人の所有でありますから、個人が責任を持って管理をしていかななくてはならないというのは当然のことです。ですが、それが難しいが故に農業法人であったり、あるいは個人の方をお願いをしたりというふうな形で、自分方には農業機械がないから、よう作れんけれども、農地を荒らすということ自体が犯罪であるから、してはならないことであるから、先祖に対して申し訳ないからということで、収入にならなくても、自分の財

布から支出をしてでも荒らしてはならんということで、作っていただくということが本当に私の身近なところでもあるわけです。本当に農業自体がしんどいよというのもあります。ですが、現実的に誰かに預けようというふうにしましても、なかなか預かってもらえるところがない。言うてみれば、企業として、例えば具体的な会社名言ったらいいのかどうか分かりませんが、NEXCOさん、あるいは農林建公社についても本当によくやっていますけれども、それも請負ができる面積が雇っている人数や機械の量によって、機械の所有によっていろいろ限界があるわけでありまして、そこをお願いしても、もういっぱいなんですという状況があります。その状況をまずご存じであるか、情動的に知っておられるかというのをまず先にお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） ただいまご質問の大規模な事業者につきましては、そのようなこともあるというふうなことは、一方で伺っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） お聞きになっておられるということでもありますし、本当に役場のほうに答えてもらわなきゃならんということでも、本当はないんです。所有者の責任において、何らかの方策をとるとするのが当然のことです。大前提であります。その大前提がなかなかうまくいかない、思いが伝わってもやってくれないと。そのことの結果が荒廃地を生んでいくということに実際つながって、本当に社会的な問題になってきつつあります。そこで、そういう方たちと話をしますと、今の農林建公社さんあたりをお願いしても、拡大をしていくという幅がもうないということになれば、そういう企業を、株式会社で立ち上げて担っていただくというふうなシステムはできないのでしょうかという話になるわけです。私もそういうふうな会社ができ、耕作できる農地は全て耕作していますよ、我が町はというふうになればいいんですが、なかなかそのようなことになっていないということでもあります。そこで今、経営拡大、農地を借りて、作って、荒廃地をなくしていこうというような取り組みをしようと思えば、今行政のほうに知っておられる情報の中で、そういう起業、農業で何とかやっけいこうという生業を起そうというような企業さんあたり、あるいは、そうでなくて、こういう方法で農業を継承していこうというふうな新しい耕作があるんだよというふうなことがあればお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 大切な農地、これを必ず預かって、必ず耕作するということについては、なかなか今の経済状態の中では難しいのではないかとこのように感じます。持続的な農業を行っていくにはやはり担い手といいますか、農業生産法人を含めて、あるいは農業を行う参入企業を含めて、それらが経済活動が持続的にいけるような支援をしていく。これが今やれる最善の方法ではないかとこのように考えております。行政としましては、直接その経営に携わることはできませんが、例えば今大規模な経営体にとって経営上の困難となっているのは集積農地が分散しているというふうなことをごさいます。あるいはまとまった農地が使えないというところをごさいますので、行政としては農地の集積、これについて力を入れていき、それら農業経営体のほうの支援をさせていただきたいというふうに、このように考えます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。



- 10番（梅尾泰文） 農業も収入になかなかなりにくいということでもありますから、拡大をしても作っていかうという状況にはありません。やはり日本の政府がしっかりと農業を支えていくというふうな状況が今ありません。米の直接支払いの反当あたり7500円というのも今年度からなくなるというふうな状況で、ますます農業、あるいは水稲離れに拍車をかけるという状況が出てくるわけではありますが、今、法人、大型農家、株式会社という団体が水稲の耕作をしておられる面積と、まだ個人がしっかりと作っておられるということもあろうと思いますけども、その比率は今どのぐらいでありましょうか。個人と、それから個人でない団体がつくっておられるという水稲の割合は。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 個人でない農業経営者、法人経営体というところで見ますと、水田のみの農地の集積率でございますが、町全体に占める割合は、平成29年7月現在で約26%ということになっております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 水稲に限ってでありますから、個人が作っておられるパーセントが26%、反対ね。個人が作っておられるパーセントが74%ということですね。はい、分かりました。いやびっくりしたんです、私、反対に捉えて、そんなに個人がつくる面積が少ないのかというふうに思ったわけですが、分かりましたけども、まず今、個人が作っておられる74%の方が高齢化が進んで自分ではとてもできないということで、個人が個人にということももちろんありますけども、個人が個人にお願いするのが本来ではあります、なかなかこれも難しいよというふうになった場合に、どこかの機関があっせんをしてくれるとかいうふうな状況がありますか、どうですか。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 個人が農地を高齢化等で耕作できなくなったということになった場合どうするかということでございますけども、行政としては、昨年8月より担い手への集積と集約、それから耕作放棄地の発生防止、解消等を進めるために農業委員会において、農地利用最適化推進員、これを24名任命をされました。耕作ができなくなった場合、まずは農業委員とともにこの推進員の方々にご相談していただければというふうに考えております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 耕作のあっせんではなくて、そういう状況になったときに農業委員の推進員に相談をして、新たな方策を生み出していただくということになるのか、いや、相談しただけよ、農地転用して何とかしなさいというふうなことになるのか、そういうことじゃないんだろうというふうに思いますが、もう少しそのところ詳しくお願いしたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 農地利用最適化推進員につきましては、ただ聞くだけというのではなくて、まず、状況を把握させてもらい、それから近隣の担い手、農業法人、あるいは大型農家のほうにつないでいただけるというふうな役割を担っていただくように思っております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） そこまでの方策が本当にできるのであれば安心していただけるんですけども、周りを見たときにおってなかったら、やっぱり作ってもらえる人がおってないのかなというふ

うにと思いますが、やはりそういうことになりますか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農地にもいろいろありまして、かなり耕作放棄が進んで、元に戻すのは困難である。あるいはトラクターやコンバインが入らないような農地もあるかと思います。一方で圃場整備をされた優良農地もあります。そこら中心になるかとは思いますが、それらについては可能な限りと申しますか、担い手、あるいは大型農家さんのほうに作っていただけるように、また推進員さんのほうを通じてのお願いになるかと思います。議員おっしゃられるように完全に、100%にということにはならないかとは思いますが、この29年度から取り組み始めたものでございますので、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） じゃあ、24名の推進員さんの方に相談をすれば、しっかりと取り組みをしていただけるといふふうに理解をさせていただきたいというふうに思います。それでいろいろと農地を持っておられる方が農地を相続したり、次の担い手に、あるいは自分の息子や娘でなくても他人の方にお譲りをしたり、あるいは貸してあげたりということで農地を利用するという状況であればいいんですが、昨今のいろいろ状況を聞きますと、家も町に建てたから、田舎の家はいらない。農地も作る気はないからいらない。山があるのは知ってるが、どこにあるのか分からん。兄弟は何人かいるけども相続をしたくない。頼むから、家の兄弟の家内でもめるといふようなことを聞いております。仮にそういうふうな状況になった場合に、その所有している財産はどうなりますか、流れとして。お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） ご質問の趣旨としては、相続放棄をしたという、相続人全員が相続放棄をしたということによろしゅうございますか。相続放棄ということになりますと、相続財産、これについては利害関係人からの申し立てによりまして、家庭裁判所が相続財産管理人というのを選任するそうです。相続財産管理人については、相続財産の整理をし、借金などの負債を支払い、一定期間を定めて権利を主張する者がいないかを調査し、相続財産を清算されます。最終的にマイナスとなれば破産し、支払い義務の免除を受け、もしプラスとなれば、国庫へ帰属をするということでございます。財務省の公表されているデータによりますと、相続人不存在による国庫への帰属の件数については、毎年30件程度で、まれなケースであるようでございます。この時点の問題は、家庭裁判所にも誰も相続財産管理人の選任を申し立てないというふうな場合でございまして、選任の申し立てについては、裁判所に約数十万円から100万円の予納金を納める必要がありますので、財産を整理する中で、この予納金を上回る見込みがないと申し立てをする人がいなくなってしまう。結局相続されない状態が続くこととなります。死亡した方の名義のものが永遠に存在することとなります。そういうことにもなりますので、法的整備を望む声があるようでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 相続放棄をすれば、最終的には、いろいろ家裁を通じてというふうなこともあるのかもしれませんが、国に帰属をするということのようであります。仮に納税義務があるけども、ずっと相続放棄をするつもりであるけども、その間何もしなかったら、例えば農地の財産を差し押さえして、物納で納めるというふうな方法もあるというふうにと思いますが、そ

これはまた次の機会で聞くとしまして、相続放棄の部分ではございませんけども、農地は持っているけども農地を処理をようしない、草刈りをようしない、近所の人に非常に迷惑をかけている、町にいるから帰ってくることもできない。草刈りのために帰ってくるわけにいかないというふうな放棄地の場合、近所の人たちが何とか荒れている農地を近くの人たちで草刈りをしてでも悪い環境を残さないというふうなことをしようと思っても、人のものを勝手に草刈りをするわけにもいかんし、そういうふうな状況のときには何かいい方法がありますか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 基本的に所有者が現存しておられて、いらっしゃる。ただ管理ができないということですが、個人の財産権というものがありますので、大変難しい問題であると思います。基本的には所有者の方に自らの財産、これを管理していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今回は一問なんで、ゆっくりいけるかなというふうに思いましたが、もうあと1分ちょっとしかないということでもあります。まさに急いでいきたいと思いますが、まず、ふるさと守れるかということのタイトルでありますから、非常に範囲が広いわけでありまして、通告をしておりますが、今年度の当初予算の一般会計でありますけども、146億余りの当初予算が組まれておりますけども、これは、この町でいう、健全な財政規模だというふうにお考えになっておられるかどうかをお聞きします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 本町の適切な予算規模というご質問でございます。まず、額でございますけれども、昨年度の骨格予算が144億1000万円、6月の肉付け予算を合わせますと146億7000万円、過去5年間の平均の予算額は約149億円余りという規模からいえば、平成30年度当初予算の規模は横ばいという状況でございます。しかしながら、一般財源歳入が減少し、財源不足を基金の繰り入れで賄っている現状を考えれば、平成30年度当初予算は適切な規模とは言えないかもしれませんが、災害復旧や子育て環境の充実など、今必要と考える事業は反映させる一方で、行政改革や投資的経費の削減などにより、現状でできる限りの削減を行った額を予算として計上してございます。健全な財政規模につきましては、明確な基準があるわけではございませんけれども、一つの目安としましては、合併特例加算の廃止分だけは確実に一般財源が減少することを考えますと、本町におきましては130億円台での予算編成が健全な財政運営を行っていくために妥当な規模と言えるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 答弁は私が思っていたのと同じことでもありますから、再質問はしません。次に、合併前の旧町、どの町にもほぼ同じ施設がありますけれども、その施設が古くなったから立て替えるよということで、やはり同じものが同じところにだいたい建てられるというふうな状況があるかと思いますが、この際、やはり町が一つになったわけでありまして、その中で、やはり財政的なことも考えながら、勇気を持って、どこかに集積をしていこうというふうなことが、これから先必要になってくるのではないかとというふうに思いますけども、町長のほうに答弁を求めたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 本町におきましては、合併以前に整備したスポーツ施設をはじめとし、利用目的が同様の施設を数多く保有しております。その公共施設が今後改修や更新時期を迎え、多額の費用が見込まれることから、施設の長寿命化、さらに維持管理に係る財政負担の平準化や軽減を図ることが喫緊の課題となっております。町全体では、公共施設等総合管理計画に基づく基本方針に沿い、施設の適切な維持保全に努めるとともに、施設の総量の適正化の観点から、今後25年間で床面積の3割削減を目標としております。今後は、施設ごとの老朽化の状況、地域の特性や利用状況などさまざまな観点から検討を行うとともに、住民、関係団体等との理解を得ながら、管理計画を着実に推進していく予定としております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 痛みを伴うということもあるかもしれませんが、やはりしっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（伊藤久幸） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。15分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 03分 休憩

午後 3時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟でございます。先に通告をしております豪雪寒波時のインフラ確保にどう取り組むかということで質問をさせていただきます。今年は雪も少なく、暖かい冬になるのではと思っておりましたが、1月中旬に数年ぶりの大雪に見舞われました。一度にこんなにたくさんの大雪に見舞われたのは昭和39年の豪雪以来だというふうに言われる方もあります。また、この大雪と同時に、1月、2月と大寒波にも見舞われ、ダブルパンチを受けました。このため住居や農業施設等の倒壊や破損、また水道管の破裂などの被害が多く発生をいたしました。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。さて、この大雪と寒波により、道路の除雪作業の遅れや停電、水道管の破裂などの原因による断水など、住民生活に大きな支障が出ました。自然相手であり、住民個人や行政の対応も大変難しいところがあるとは思いますが、被害を、住民生活の支障を最小限に食い止めるために、行政責任として、今年を教訓としてその対応策を再検討する必要があるように思います。そこでまず、道路の早期除雪と積雪による倒木の処理対策についてお聞きをいたします。新聞でも大きく報道されておりましたが、除雪業者の方は、通勤、通学等に支障が出ないように、朝早く、3時、4時ごろから、まだ暗いうちに除雪作業をしていただいております。そこに住む者とすれば大変感謝をしているところでございます。幹線道路から除雪されるということは物の道理ではありますが、今年のように短時間で大雪に見舞われますと、早朝1～2時間前に除雪した道路がまたすぐに雪に覆われ、出動基準の15cmをオーバーし、除雪したところをまた除雪する、そういう必要が

ありました。幹線道路が済んで、支線の除雪に入るのが相当遅れる状況が生まれてきました。住民は少しでも早い時間に支線も除雪をしてもらいたいと期待をするわけですが、除雪業者の数が現状で十分に足りているのだろうか。新聞報道を見ますと、県内の除雪業者は、過去から比べると公共土木の減少等でだいぶ少なくなっているというふうに報道されておりましたが、本町の除雪業者の数は現状で十分足りているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 除雪業者の関係で建設課のほうからお答え申し上げます。除雪委託は毎年ほぼ同じ業者、それからだいたい同じ路線ということでお願いをしております。従いまして、基本的には、需要に対して必要最小限の体制はとっていただいているというふうに思っております。例年ですと、先ほど議員の質問の中にもありましたように、過不足なくとまではいかないかも分かりませんが、除雪はできていたわけですが、今年の降雪につきましては、平成23年に同じような異常な降雪がありました。そういったことで想定以上に除雪が手間取ってしまっております。受託していただいている業者には早朝から夜遅くまで作業していただきまして、頭が下がる思いでございますが、どんな寒波でも十分に対応できる体制というのはなかなか難しい状況でございますので、記録的な寒波のときには、何かと使用者の方には多少はご迷惑をおかけするというところで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 毎年同じ業者に同じ路線をやっていただいておりますということで、今年のような大雪はある意味我慢をして待ってもらえないということですが、今の現状として、これ以上業者なりを増やしたり、そういった除雪の機械を増やすということは難しいということでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 議員の質問にございましたように、基本除雪業者の多くはやはり土木業者が多いということがあります。近年のインフラの整備、なかなかままならないような状況の中で、土木の業者も減少してきていることは、これは全国的な流れで当町も例外ではないと思っております。ただ、今は各所では、いろんな土木業者だけではなくて、レンタ会社でありますとか、それからシルバーセンター、それから森林組合などの協力も得ながらさせていただいております。当初ご説明申し上げましたように、通常の場合だと、足りないと思えば多少業者さんも車両の購入ということも考えていただけたかと思いますが、それもずっと維持をしていかなければならないということで、なかなか大雪のときにはいかなかなと思います。今年度、そういったこともありまして、待遇改善ということと維持ということで、委託料も多少見直しをかけた。それから除雪機の購入もいたしまして、もう除雪機が維持できないと言ってされるころには貸与するという形で、できるだけ維持をしていこうというふうには努力をさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） また後で質問をさせていただきますが、機械の維持管理ということもありますし、それから新聞報道、これまでも同僚議員のほうからありましたが、オペレーターが人数が減っておる、あるいはもう高齢化になりつつあるというふうな問題もありましたし、雪の、みんなぎりぎりいっぱい路線を各業者委託をされているんだと思いますが、業者によっては若干早く除雪が終わるといふような業者もあるんじゃないかと思いますが、そういった応援体制

というふうなことも、あまり遠いですと除雪の機械を運ぶということが大変ですが、そういった応援体制というふうなこともまた検討していただければというふうに思います。それから次に、町道の除雪費予算、昨年12月議会で約1億2000万円、このたびの3月補正で約2億円の予算が計上されております。合計3億2000万円の予算となっております。昨年の決算額が2億3000万円ですから、約1億円の増額となっております。それだけ多く雪が降ったということでありまして、日々の生活を維持していくためには必要不可欠な費用だということにも思っております。県の場合ですと、今朝の新聞には約11億円の除雪費予算を組んで、昨年に比べて65%の増だという記事が載っておりますが、県にしても市町にしても大変な状況で、ある自治体には県を通じて、国のほうにも特別な予算を組んでいただくように陳情されたという声も聞いておりますが、ぜひ、本町もそういう機会がもしあるのであれば、ぜひともそういった要請をお願いをしたいと思います。さて、除雪機械の維持修繕管理費が機械の所有数や型式にもよると思いますが、年間数百万円もかかる業者もあるというふうにお聞きしております。その経費は、実績による町からの、もちろん県もあるんですが、行政からの除雪委託料で賄われているのかお聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 除雪費の委託料でございますが、主には機械の損料と、それから稼働実績に応じた機械の経費、それから人件費で構成されております。一応、これは県と同様の基準で積算をさせていただいておりますが、実際には多少過不足が生じているような場合もあるかとは思いますが、当方としては一応適正価格をお願いしているものと思っております。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） ですから、除雪の人件費とかトータルの除雪に要する費用は、全て積算をして、その積み上げで委託料が決まってくるということですね。先ほど言いましたように、今年2億2000万円の除雪費が計上されているわけですが、雪の少ない年があります。という場合には、業者は委託料が少ないわけですし、機械の車検であるとか人件費の場合は、ほかならば土木工事等に從事されるんかも分かりませんが、使っても使わなくても、そういった車検代といいますか、機械の維持費というものはかかるんじゃないかと思いますが、そういったことで、業者のほうで赤字が出るんじゃないか。そういうことは考えられないんでしょうか。先ほど若干の収支で差はあるというふうな答弁でしたが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 降雪の状況によって、当然稼働日数は変わってくるわけでございますが、それに伴いまして委託料も変わってまいります。ただ、先ほど申しましたように、委託料の構成としては、機械損料というのを別途に見ております。この機械損料でございますが、ある程度の基準値設けてありまして、それを下回らない中で、最低限の基準値がありまして、それで一応契約をさせていただいておりますので、恐らく古い機械で修理費がたくさん要るとかということもあろうかと思いますが、国交省の定めた損料と、それと基準最低限の日数は一応契約の中に盛り込まさせていただいておりますので、その中の経費でできているのではないかと思っております。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） あくまで業者のほうから、こういったことで赤字になるんで、維持管理が大変だというふうな声はないということでしょうか。

- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） これまでは、そのような話はあまり聞いておりません。ただ、先ほど申しましたように、もう機械だけではなくて、人の手配も大変ということで、機械を買ってまではというところがあったりしたことから、今年度除雪機を購入して、それを貸与しているというような実情がございます。
- 議長（伊藤久幸） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 先ほどもオペレーターの方の高齢化が進んでおると、除雪のほうも大変危険な作業ですし、新人がすぐにやるというのなかなか難しい作業じゃないかというふうに思います。すぐというわけにもいきませんが、業者のそれぞれの経営方針等もあるでしょうが、極力行政としてもオペレーターの養成ということに検討が必要なんじゃないかというふうに思います。ぜひ検討を要望しておきたいと思います。それから除雪時に構造物が壊れる場合があるろうかと思えます。ガードレールであるとか、道路を走る水が田んぼなり落ちないように、歩道との境であるとか、そういった構造物があると思えますが、除雪作業が終わると、業者の方がその修理が終わったところ、修理をされている姿をちょこちょこ見るんですが、この破損した場合の修理というのはすべて業者持ちなんですね。業者の責任としてやられているんでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 一応そういった情報をいただきまして確認をさせていただきます。明らかに除雪によるものであるという場合には、業務上のことなんで除雪業者の方に修理を依頼しております。
- 議長（伊藤久幸） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 広い道路、幹線ということになると、例えば261の春木の辺、通勤時、車もたくさんありますし、それからマンホールがずうっと埋めてあったり、それをきれいに取ったり、早く取りたいというところで、そういった事故も起きる可能性がありますし、マンホールの蓋がどうもかかって、ちょっと上げて通ったりすると、除雪のやり方が悪いというふうな苦情も届いているんじゃないかと思えます。それから狭い道路につきましては、退避所の確保であるとか、少しでも広く取ってもらいたいという、そこに住んでおる住民の願いもあります。ぎりぎり通ると大きな機械ですので、ちょっとしたことで、今のような構造物を壊す場合もあるろうかと思えます。業者のこれは技術的などところで、責任ということも分かりますが、先ほど現場に行って見るんだということがありましたが、現場の状況であるとか、その破損原因の判断等によって、そういった見極めによって、場合によっては町の出費も必要じゃないかと思えますが、そういったケースがこれまでも実態としてあったでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） ちょっと一般的なことからお話をさせていただきますが、除雪前には、業者においでいただいて除雪会議というのを開かせていただいております。その除雪会議の中では、いろんなご要望をお聞きするとともに、それから町のほうからは、先ほどから話出てますマンホールでありますとか、橋のつなぎ目といったような段差がある部分は、ちょっと見ていただいて、報告をいただきたいと。それを事故が起きないような未然の措置をさせていただくということにしております。それから除雪作業は、条件の悪いときが当然多いということで、そういった意味合いでも、同じ業者で同じ路線ということでもさせていただいております。

そういうことで、オペレーターも毎年だいたい同じところをやって、こういうところにはこういうことがあるとか、こういうところは少し広く開けとかなんといけんとかいうところのことで対応できるのではないかなと思っております。先ほどの町が負担しなければならないということは、今までにはないのではないかなと思いますが、大抵の場合が、そう大きな構造物を壊すほどの威力は除雪機はないので、例えば先ほども申されました舗装のちょっと肩にアスカーブというものがあるんですが、それをがぶっと取れてしまったりとか、ちょっとコンクリートを張ったところがそのまま削っちゃったよみたいなどころがあるので、そんなに大きな工事をお願いしているような実態はないように思います。

○議長（伊藤久幸） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） どっちにしましても、業者の方も極力きれいに幅広くという思いを持っておられると思いますし、そこでいろんな事故が起きた場合は、ぜひ業者の声も聞いていただいて、スムーズな除雪作業ができるように、行政とぜひ話し合いの場を持っていただければと思っております。次に、倒木の対応ですが、今年の雪は大変粘っこいといえますか、重たい雪で、各地で倒木がたくさんありました。その倒木によって電線が切れ、停電もありました。中国電力が総力を挙げて復旧作業に当たっていただきましたけども、なにせ大雪で現場に行くことがなかなか難しい。除雪するにも倒木が邪魔をして除雪に時間がかかり、なかなかスムーズに除雪が進まないという状況もありました。今年の場合は、先ほど言いましたように、大寒波が襲っているときに停電ということで暖房機が使えません。ストーブも温風ストーブの方が結構いらっしゃって、本当の反射板の灯油だけのストーブを持っておられる方も少ないですし、ましてやエアコンも使えません。水道も使えませんし、夜になると、なおさらのこと大変でありますし、高齢者の方はなおさらだったというふうに思います。こういうことは二度とあってほしくありませんけども、なにせ自然相手でありますので、これも分かりません。今後のためにも何らかの対策といえますか、対応策が必要と思いますが、今のお考えがあればお聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 倒木の関係でございますが、なかなかこれは議員おっしゃるとおり、予測ができないということと、一番厄介なのは個人の持ち物であるということでございます。これまでもいろいろそういった要望は寄せられておるし、ほかにも通告の質問の中にもございますが、当方が行います行為は、一応道路法に定められておりますところで、何人も道路に支障を起こすような行為はしてはならないということの執行で、私どもさせていただいておりますので、事前の措置というのは道路の管理者としてはできない状況にあります。そのため、今回も除雪中に倒木を発見した場合にも、その除雪オペレーターだけではどうしようもないということがあって、なかなかその場では対応できないことが多くて、別途にまた倒木の処理をお願いするということにならざるを得ないと思います。今年も地元の方で、そういったことがありまして、なかなか行けない状況がありまして、地元のほうで処理をしていただいたような事例もあり、大変感謝を申し上げるところでございますが、ある程度、地元では予測ができる場所、竹がいつも倒れてくるとかいったところがあるかと思えます。先ほど申しましたように、道路管理者としては、実際に支障になった場合に、その行為ができるという立場におりますので、なかなか臨機にしか対応できないわけでございますが、本来、立木の管理は、その所有者に帰属されておりますので、できましたら、事前ということであれば、地元での対応ということをお願いして、多少、ご支援をいただきたいというところでございます。



- 議長（伊藤久幸） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 建設課長、答弁のとおりで、個人の持ち物を行政のほう勝手に切るというわけにはいかないというふうに思っております。今の話が出ましたので、併せて質問させていただきますが、除雪のとき、あるいは、私も建設のほう、役場のほうへ夜遅く電話をして、何とかならないかというような電話をさせてもらったことがあるんですが、それを待ってたんではとてもじゃないがやれんで、地元でやっていただいたということもあるんですが、緊急な応急処置として、倒木をそのとき地元の方が切られたり、除雪業者の方が機械でちぎるようにして何とか除雪をするというふうなことがありますけども、その倒れた木の後始末、まだ法面のほうにへばりつくようにしてありますし、また、何とか車は通れるが枝がまだ道路にはみ出したりというようなことや、田んぼのほうに落ちたりというふうなところもあります。こういったものについては地元がやるものなのか、山林所有者がやるものなのか、それとも道路に倒れたもので、行政のほうで何とかしてもらえるものなのか、今年のように、あまりにも延長が長くて、数多く、とても行政では対応できないということになるのか、その見解はいかがでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 今年の降雪の場合は例外中の例外ということにはなるんであると思いますが、伐採した木の処分は誰の責任かと言われてましても、なかなか難しいところであろうか思います。降雪に限らず、枝木が邪魔になるという場合が多々あるわけでごさいます、だいたいの場合が所有者ではなかなか切ることができない場合が多いんです。そういった場合は、緊急度もありますし、実際に通行に邪魔になるという場合がございますので、所有者の了解をいただいて、町のほうで処分までをしているような状況があります。できれば、それも全部委託ということになりますので、できれば地元で処分をしていただければ、それが一番私どもとしてはありがたいわけでごさいます、なかなかそれも難しいときには相談をいただければと思います。
- 議長（伊藤久幸） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 法面のほう、地元で、その法面の草刈り等も地元でやっているところがほとんどだと思いますが、そういった倒木の処理等も、今度また草を刈ったりするのも邪魔になりますし、行政がすべて建設課のほうで、どこにどがあなものがあるかという把握も難しいと思います。現実問題として地元でやっていただくのが一番手取り早いのかなと、処分も地元のほうがしやすいのかなというふうな思いもします。今朝もその枝が突き出たのに、バックミラーを開けて、めげたんだという大変かわいそうな事故に遭ったんだという声も聞きました。というようなことで、事故にもつながる可能性が十分にありますので、無理だということになれば、地元をお願いをするようお願い文でも区長さんを通じて、もちろん現場を把握するのも先かも分かりませんが、行政でみな対応するということがあれば、今のような伝達を文書でも、きたひろネットでも構いませんが、そういったことも必要じゃないかというふうに思っております。それから、今の降雪時の倒木処理ですが、停電、あるいは除雪がなかなか進まなくて孤立状態になったようなお家はありましたか、町内で。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 孤立状態になったといったような情報は、本庁、千代田の管轄ということで維持のほうはさせていただいておりますが、支所からもそういった情報というのはいた

いておりません。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 孤立というのを何をもって孤立かという答弁のほうも難しいと思いますが、あまり、全く外にも出れない、買い物に行けない、電気も来ないというふうな状況は、それが続くというふうなことはなかったんだと安心をしました。先ほど除雪会議を開くという答弁がありましたけども、緊急時には、先ほども除雪業者だけでは難しいということもありましたが、ぜひこういった除雪会議で、そういった大雪のときの倒木というのは、除雪と倒木というのを別個の方法で処理をするしかないのかなというのがあります。いつもあるわけではありません、あっちゃいけんのですが、ぜひともそういったときにどういった対応をとっていくかというのをぜひ除雪会議等で議論をしていただきたいと思っておりますし、応援体制がとれるか、業者間で応援体制がとれるものか、今の体制ではなかなかそれぞれが精いっぱい難しいということになれば、また違う手だてをぜひ検討が必要なんじゃないかというふうに思っております。どうするかというのは今難しいでしょうから、ぜひ今後に向けて検討していただきたいと思っております。これで除雪についての質問は終わらせていただきたいと思っております。次に、配水池の水位低下による断水をどう防ぐかということについてお聞きをします。昨日、全員協議会のほうにおきまして、担当課のほうから、このたびの時間断水、あるいは給水制限の経緯等について報告を受けましたので詳細の質問は控えさせてもらいたいと思っておりますけども、今後の対応策についてお聞きをしたいと思います。まず、若干の答弁をお願いしたいと思います。まず、1月15日からの町内工業団地の時間断水、それから2月10日、11日の深夜0時までの給水制限を行った原因というのは何か、何であるかお聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 1月の千代田地域におけます工業団地などの水道利用、大口企業を対象とした時間断水の原因でございますけれども、議員おっしゃられますように、壬生の配水池の水位の低下ということで、やむを得ず、時間断水を執行させていただいております。原因につきましては、配水量が増加したということなんですけれども、気温の低下によります水道管の凍結、破損によります漏水、あるいは凍結防止対策としての夜間などの流し水の量が増えたのではないかとこのように想定をしております。2月の10日におきます給水制限につきましては、同じく2月の8日ぐらいから、かなり気温が下がって、このときも同じように壬生の配水池の水位が低下し、併せて他地域におきましても、配水池の低下がかなりありました。特に壬生の配水池につきましては継続して安定した給水ができるという見込みがなかなか難しい状況になりましたので、給水制限をさせていただいたんですけれども、こちらにおきましても、やはり気温の低下によります水道管の凍結、破損による漏水、また流し水の量の増加ということで、原因がそこにあるのではないかとこのように考えております。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 水道管の破裂、あるいは凍っちゃいけんで、防止のために水をずうっと流し続けたという、2つの原因ぐらいしか考えられないのかなと私も思います。その漏水原因、多分そうだろうということですが、その原因把握、箇所把握ということで、職員のほうで人海戦術によって破損箇所をずうっと調査をされて歩いたということでした。大変寒い大雪の中で、どこか見つけて歩くのも大変なご苦労があったんじゃないかというふうに思います。その調査結果、漏水発見箇所というのが壬生、八重、本地、水道供給しておる地区で、合計37件

の報告を受けておりますけども、これはすべて水道管の破裂による漏水ということによろしいでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 水道管の破裂もありますし、給湯器からの漏水も何件かあります。それから水道メータでの漏水等もございました。ちょっと件数については、明確にはこちらではご報告できません。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） どっちにしても寒いということで、水が通るものがええことならんかったということだと思いますが、その破損箇所、現場のというのは空き家なり公共施設、いつも誰かが使わない建物におけるものだというふうに思うわけですが、そのほかにもあるんか分かりませんが、その内訳というのはだいたいどの程度ですか。それと実際に住んでおられる方が、破れて、ずうっと水が出よって、それが分からなかったという場合もあるかも分かりませんが、もし分かれば。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 申し訳ございません。件数については今データを持っておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 要は、留守の家が多かったという程度の答弁でいいと思えますが。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 留守家庭のところもありましたけれども、実際にお住まいのところでも、水道メータによって確認をさせていただいて、使ってはおられないんですが、水道メータが回っているの、どこかで漏水があったというところもかなりございました。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 実際に住んでおられても、そういうことがあったんかなというふうに思います。私もお聞きしましたら、洗濯機が凍って全く動かなくなって困ったんだというふうなこともありまして、壁の中に隠れておる水道管も凍結で破損ということがあったんだろうと思います。私の家も実際トイレの水が、破れまではしませんでした。出なくて大変困ったというような状況でありました。時間断水したわけですが、この工業団地に立地する企業の方、やむなく、結構長い間、4日間時間断水をされたということで休業あるいは作業時間の短縮といったふうな企業にとって損失が出たんじゃないかと思いますが、そういったことを把握をされておるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業対応ということでございますので、商工観光課からお答え申し上げます。時間断水が実施されました翌日16日、商工観光課の職員が3カ所の工業団地等の対象となる企業32社を直接訪問し、おわびと状況の説明を行うとともに、企業活動に対する操業状況、影響及び要望事項の把握を行っております。訪問した際の情報を関係課と共有しまして、対応可能な事項については迅速な対応に努めてきたところでございます。なお、企業の損失金額については調査をしておりません。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 調査を聞き取りをされたということで安心をしましたが、多大な迷惑を

かけられたということなんで、適切な対応されたんだというふうに思いますが、その中で、こういったことをしてほしいとか、いろんな要望があったのか、損失額を把握してないということなんで、損害賠償せえというようなことはなかったんだと思いますが、企業からの要望等がもしあればお聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 企業からの要望でございますけども、早期の断水解消という要望はもちろん第一にございました。そのほか断水の可能性が想定される場合、可能性があるという段階から情報の提供をお願いしたいとの意見が多くございました。これを受けまして、関係課と連携をしてホームページに最新の水位のトレンドを掲載するとともに、企業への連絡メールを活用しまして、迅速かつ定期的な情報提供を心がけたところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 企業によっては、そういった自前の自社のタンクを持っておられる方もありますし、本社のほうに、そういった給水用の施設を持っておられるところもあると思いますが、ほとんどが町内の水道水を頼っておられるんだというふうに思います。企業が、水が、去年から続いているわけですから、二度同じことが繰り返されたわけですから、そこまではいかないにしても、企業が撤退をしていくというふうな一つの条件にならないように、これからも企業と密接な関係づくりといたしますか、要望等聞いて、この水だけじゃなくて、いろんなことで企業といろいろ会議を重ねる必要があるかというふうに思っております。今もありました、これまでもありましたように、冬季に安定した給水をするために、今後の方策について、水の供給も含めてどういうふうな対応していこうかという、その方策についてのお考えをお聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 今後の対応ということでございますが、水道事業といたしましては、現在、壬生浄水場におきまして、暫定取水施設の工事を行っております。完成すれば現在より、日量で言いますと、約1000トンぐらいの取水の増量ができる計画になっております。あわせて、浄水装置につきましては、移動式の浄水装置を常設をしまして、浄水能力の向上を図る計画をしております。これによりまして、継続して安定した給水を行ってまいります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 給水量を増やす施設が整備をして、今年度6月にはそれが完成をするということで、水の量も増えてくるということでございます。一番大事なことで、この千代田地域は大変水が少ないということでもあります。そういった施設の整備は大変いい事業だというふうに思っております。水は、整備は進んでいますけども、無駄な水を使わないということで、今の破裂等も、空き家等もあるということですので、今後の対策として、また、今年度そういった時期になる前に空き家等、あるいは公共施設の管理者等にもう一度念押しのようなそういった広報活動が必要じゃないかというふうに思っております。ぜひ前向きに検討していただければと思いますが、それについて、今のところそういったことが検討されておればお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 空き家対策につきましては、開栓をされておりますところにつつま

しては、今現在お住まいでないところにつきましても、毎月検針をしておりますので、その状態で、もし水道の使用の形態があるようであれば、漏水の可能性があるという確認もしております。また、議員おっしゃられますように、事前にお知らせをして、漏水等の注意の呼びかけをしていきたいというふうに思います。公共施設につきましても、かなり今回の寒波によります影響で学校施設、あるいは開発センター等の施設で漏水がありましたけれども、そういったところも担当されている課のほうにお願いをして、随時確認していただくようお願いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） また、月日が流れますと忘れますので、その適切な時期にぜひともそういった方法をとってほしいというふうに思います。最後になりますけれども、取水施設整備により、これまでより配水量は増えるというふうな答弁を今いただいたところであります。安心はしておりますけれども、寒波は自然相手であります。断水は昨年につき、先ほど言いましたように、2年連続断水という状況が生まれております。また今回も広島市をはじめ6つの市町から給水車の派遣をして協力を受けております。思わぬ、またこれも予算がいる話だろうと思います。いま一度この対応策について熟考していただいて、住民、あるいは企業の不安を取り除くためにも、行政のこの一層の努力を要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。何か最後にまとめの答弁があればお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 担当のほうから、いろいろ対策等もお話をさせていただいたところありますけれども、この断水というのは、今後絶対起こさないような形で進めていきたいというふうに思っております。工業団地の方には、今年大変迷惑をおかけしたわけでありまして、そういうことのないように細心の注意を払っていきたく思っております。ただ、これも自然現象の中で、どういうことが起きるかわからないということもありますので、取水量は増えるわけでありまして、いろいろ対策は講じていきたいと考えておるところであります。

○議長（伊藤久幸） これで森脇議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして、明日8日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。よって本日は、これで延会とします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 05分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~